

第51回「上海IPG」会合

日時：2011年3月17日（木）14:00

場所：上海龍之夢麗晶大酒店 4階 Ball Room A

## 「上海IPG ピックアップ講座」

### 【各ワーキング・グループ2010年度活動紹介】

#### (1) 立法・研究WGグループ長 上海恩田商標代理有限公司 夏宇氏

皆さん、こんにちは。上海恩田の夏宇です。当研究ワーキンググループの2010年度の活動について、私からご報告させていただきます。皆さんのお手元の資料ですが、ピックアップ講座資料1がございまして、それを見ながらご紹介させていただきます。

我々立法・研究ワーキング・グループは、中国における知的財産権関連業務を円滑に推進するために立ち上げたものですが、主に中国における知的財産権の法律に関して、特に法律上の課題とか問題点とか、それと法律の運用における注意点とか、そういったものに着目して研究しています。皆様ご存じのように、中国で法律に基づいて権利行使をする際、法律規定自体の問題、実際運用の問題、そして地方保護主義の問題が存在しているため、皆様がいろいろ苦労しています。そして、我々は企業の皆様が常に感じている法律上の課題をまず整理し、そして行政と司法による法律運用の実態と問題点を調査、研究し、IPGメンバー各社の実務に役立てるとともに、新規立法、法改正による問題解決を図るなどを目的としています。活動とやり方については、いろいろ課題を収集して研究を行うようにしていますが、本当にその課題を解決するためにどうしたらよいかということもあって、昨年にはいろんな法律の改正が集中していましたので、法律改正の時点で、中央政府、あるいは地方政府に対して、メンバーからの意見をまとめて提出し、法律改正に反映できればと思っているよう活動を遂行していました。

我々の活動は大きく分けて4つあります。まず1つ目は、パブコメ対応です。これは、知的財産権に関わる中国の法律、もちろん法律だけじゃないですが、いろいろ法律規定もございまして、その立法あるいは法改正のとき、具体的に、改正の条文を読んで、そしてメンバーの皆様からの意見を募集し、それをまとめたあと、IPG、ジェットロを通して、中国政府、あるいは立法機関に改正の提案（コメント）を提出するようにしました。これは随時にやっておりますので、つまり何か改正がある時点ですぐ、対応するという形になっております。これまでに、我々は特許、商標、著作権、独禁法、商品取引、税関知的財産保護など、16の関連法律と法規の改正または新規立法については、パブコメという対応をしてきました。皆様手元の資料の裏側にリストがございまして。

2番目の活動は、重要な法律改正に関する提案状況とその研究です。最近、中国では大きな法律改正があります。それは不正競争防止法と商標法でございます。日本企業の模倣品対策では、この2つの法律改正がすごく重要です。すでに改正作業が進行しているわけですが、具体的にまだこれから改正に向かって、中央政府から意見募集が行われるのではないかとということで、我々は法律改正に係る意見をメンバーから集約するとともに、我々のグループ活動の中ではそれを研究するとともに、要望事項を整理することにしていきます。例えば不正競争防止法については、第五条の中の模倣品排除の過程とか、馳名商標保護についてどう改正すべきかなどについて研究をしております。また、商標法については、第三次商標法改正が今進んでいるが、悪意の先駆

商標の排除について、どうやって排除したらよいか、また実際の権利行使において、例えば侵害があったときに、我々が行政を通してどうしたらうまく権利行使できるか、つまり行政による取り締まりの強化の観点から改正点などを研究しています。具体的なやり方はここに書いてありますように、まず専門家から改正の状況ポイントを説明して、我々のメンバーによる問題の整理を行い、改正案を提示したうえで、さらに日本の専門家による修正をまとめて、最後に意見案を確認して作成するようにしています。この写真は商標法第三次改正法に関する勉強会の風景です。元商標局審査官の方を呼んで説明会を行いました。

3番目の活動は、行政、法律運用実態の調査および研究です。昨年度では行政による特許権侵害の権利行使調査を行いました。これはもちろん法律規定と主な地方知識産権局の運用の特徴を調べてまとめたわけです。実際の調査では、いろいろ不明点がありましたので、それらの不明点を確認するために地方知識産権局に対してヒアリングを行いました。具体的には、ヒアリングする前に、調査結果の不明点についてまず質問事項を作ってから、主な知識産権局を訪問し、あるいは知識産権局の方に来てもらって、回答してもらいました。実際にヒアリングを実施したのは浙江省知識産権局、江蘇省知識産権局、上海市知識産権局の3箇所です。この写真は、江蘇省知識産権局へのヒアリングの様子です。

もう一つの活動ですが、司法による法律運用実態の調査研究です。知的財産権の訴訟が最近多くなっていますので、それに関わる法律の運用や司法解釈も含めて解決しなければならないこともあって、知財侵害訴訟において日本企業はどう対応したらよいかという課題もございます。それを研究するという目的で、我々は中国の沿岸地域における知識財産権案件をよく取り扱っている人民法院を対象に意見交換を実施しております。今年度、つい先日ですが、浙江省高級人民法院との意見交換会を行いました。明日も意見交換を実施する予定があります。この活動は来年度も続きます。先日に行われた浙江省高級人民法院との意見交換会では、警告書の送付とか権利不侵害確認訴訟とか、訴訟前差し止め、行政処罰決定書の裁判における証拠能力、損害賠償額の実際の算定方法など14項目を事前にまとめて、高級人民法院の裁判官に回答してもらおうような意見交換を行いました。以上です。

○司会 どうもありがとうございました。続いて特許WG、グループ長の田邊様お願いします。

## **(2) 特許WG グループ長 花王(中国)研究開発中心有限公司 田邊久輝氏**

花王中国の田邊と申します。本日は、特許ワーキンググループ(WG)2010年度の活動報告をさせていただきます。よろしくお願ひします。まず、特許WGの目的ですが、中国における日系企業の企業活動において生じる可能性のある知財、特許に関する諸問題について、その問題解決の一助となり、それを報告するとしております。実動としましては、参加企業でIPG企業向けアンケートならびに特許事務所を訪問してヒアリング、アンケートを通じてしっかり情報収集をしました。収集した情報を今回のようなIPG総会で報告または報告書を配布しています。参加企業メンバーは、カネボウ化粧品、JUKI、アルバック、ニフコ、花王です。

2010年度の特許WGの検討テーマですが、主にここに挙げております4つのテーマに

ついて、検討を行ってまいりました。その4つのテーマについて進捗を報告させていただきます。すでに何度か報告させていただいているテーマについては割愛させていただきます、それぞれ簡単にご報告させていただきます。

まず、職務発明と報奨金規定に関する研究です。これは、目的としましては、中国特許法改正におけます職務発明定義の明確化とその結果生じる報奨金規定について明らかにするというものです。背景は、特許法改正と、その後出た実施細則に、報奨金は特許が最低3000元、実用新案と意匠は最低1000元と明記されていて、こういった法律の改正に伴って、実務上どういう対応をとればいいのかという検討を進めてまいりました。最終報告書はWGでチェックしているところですが、本日は、上海IPGで行いましたアンケートの結果について簡単にご報告させていただきます。

まず、アンケートの対象者ですが、上海IPGの中の調査で、49社から回答をいただきました。どうもありがとうございました。化学、電気、機械と各分野から広く回答をいただいております。中国法人には、職務発明に関する約定または規定がありますかという質問に対して、「ある」という企業は3割に満たないのが現状です。R&D機能を設置していますかという質問に対しては、半数弱（45%）が「設置している」という回答でした。R&Dの部分と発明の約定、規定の部分というところで言いますと、R&D機能を持っている企業の中でも、22社のうちの半数程度の12社しか約定規定はないという回答でした。さらに、職務発明に関する約定または規定がある場合に、どのような規定をしていますかという質問に対しては、「社内規則」というところが、約7割という回答でした。その他、「雇用契約と社内規定を併用」というところが25%、「雇用契約」というところが1社ありました。特許法改正後にそれらの約定を制定或いは改定をしましたか、要するに、法改正に影響を受けたかという質問に対して、約3割が「法改正後に新規に制定をした」という回答でした。「法改正に対応して改正した」というところと合わせますと、約6割でした。4割が「法改正前のまま」という回答でした。中国での発明発生時の帰属先はという質問には、「日本本社」というところが50%を占め、「現地法人から本社に譲渡する」というのと合わせますと6割強が、日本に帰属するという回答でした。報奨金、奨励金は実施細則に記載されているのと比べてどのように設定しているかという質問に対しては、約3割が「設定よりも低くしている」という回答でした。低く設定しているという理由については、「日本本社の報奨金、奨励金の支給に照らし合わせて設定した」、「賃金ベースがかなり違う」ということもありあすし、「本社の報奨規定とのバランスをとる」という答えを多くいただきました。負担に関しては、「基本的に現地法人が負担する」というものでした。支払いの時期に関しては、「特許授権時」が3割、「出願と授権の両方」という答えが40%でした。優先権、譲渡権に関する約定または規定があるかという質問に関しては、ほとんどが「ない」という答えでした。職務発明、報奨金規定について、どこに興味があるかという質問については、「報奨金の算定方法に関するところ」というのが50%で、やはり今回の法改正で金額が出てきたというところで懸念を抱いている企業が多いことが推察されます。いままでのところ、紛争はまだおこっていないようです。以上がアンケートの結果です。詳細は、今後報告書で出てくると思いますので、そちらを参照していただければと思います。

特許クリアランスに関して、簡単に報告させていただきます。目的は、日系企業が直面する中国における特許クリアランスの諸問題について調査するというもので、実施の際の指針を作成するというもので、背景は、特許クリアランスはどこまで実施すべきか、どこで実施すべきか、あるいは中国国内特許をどうするかという課題が多いと思いますので、そのあたりを明らかにしていこうということです。手法は、事務所へのヒアリング、アンケート、IPG会員企業向けアンケートという形で行いました。結果は、前回会員向けアンケートについては報告させていただいております。現在、報告書を作成中で、出来上がり次第配布、報告させていただきます。

出願における明細書チェックに関する調査ということで、目的ですが、中国における日系企業が出願した特許における拒絶理由を解析することによって、明細書チェックの指針を作成することです。中国で日本における審査基準と異なるものが多く存在しており、この結果として、拒絶通知を受けることが多いというのが背景にあります、

手法は、事務所へのヒアリング、IPG会員企業向けのアンケートという方法をとらせていただきます。すでに、会員企業向けのアンケートはご報告させていただいておりますので、割愛させていただきます。また、報告書は、現在作成しており、WG内でチェックが終わったところですので、今後報告いたします。

最後に、特許権侵害の抗弁権、権利解釈に関する研究で、目的は、昨年度、報告書で、特許権の権利解釈に関する調査報告書を出しておりますが、その続きといたしまして、侵害訴訟におけるクレームの解釈を中心とする、前回の報告とは異なる特許侵害訴訟における抗弁のところに注目しています。背景は書いてあるとおりで、報告書も、現在WG内でチェックしているところですので、今後報告いたします。

以上をまとめますと、4つのテーマ、職務発明と報奨金規定、クリアランス、明細書チェック、特許侵害の抗弁権、権利解釈に関する研究、この4つに関して一年間活動を続け、現在報告書の作成段階にあります。これまでのアンケート結果もまとめた報告書が出てくると思います。どうもありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。続きまして、化粧品WGの報告を、グループ長の金様、よろしく願いいたします。

### (3) 化粧品WG グループ長 コーセー化粧品有限公司 金建民氏

皆さん、こんにちは。コーセー化粧品の金建民と申します。これから、化粧品WGを代表しまして、2010年度の活動報告をさせていただきます。まず我々WGの概要として、2007年の4月に形成されまして、当時6社でスタートしまして、皆様のWGと同じく2ヶ月に1回会合しております、当初の6社から昨年度までなんと12社に倍増しております。倍増した理由ですが、ご承知のとおり、中国で模倣品で悩んでいる化粧品会社が多いことだと思います。資生堂はじめ日本の大手メーカー、中小企業も一緒に入ってディスカッション、検討してまいりました。我々のWGのミッションとして、大きく分けて4つほど挙げられます。

まず、一般流通チャンネルでの模倣品対策、我々WGの多くが市場で販売しているわけですから、当然、正規チャンネルが模倣品チャンネルにもなっているわけです。その対策をどうしたらよいかというのが、我々の大きなミッションです。もう一つ、最近インターネットでの流通、特に、化粧品のインターネットでの流通は店頭チャンネルと違って特有の性質を持っていますので、どうしたらいいかということで、我々WGで、インターネットに関して取り組みをしてきました。我々は、企業の立場ではなくて、消費者の立場で模倣品対策をやってきた結果、中国の消費者保護委員会に表彰されて、私が代表として受賞をいただいております。他の業界でも分かるように、並行輸入問題で悩んでいる企業も多いです。特に、中国に工場を持たない会社では、正規品と並行して入ってくる並行輸入品に悩んでいる会社があります。また、知財保護ではないですが、表示の問題などで悩んでいる会社もあります。ある地方(東北地方)の中国当局が、罰金等の目的で、行政処罰を受けられるときに、情報交換の場をもったほうがいいのではないかとということで、情報交換をしております。

2010年度の主な活動を挙げると3つあります。共同調査、共同摘発、これまでも同じWGで活動しているんですが、ただ、今までは各会社が抱えている調査会社が他社の模倣品があった場合には、その企業間ベースでやっていたんですが、なかなかうまくいくところとうまくいかないところがありますから、昨年度からWGあげて調査と共同摘発をやっているということでスタートしました。それにあたり、共同の調査会社を調査したうえで指名しました。場所的に、広東省の模倣品工場や大型ないし中型の倉庫を摘発しよう。なぜ広東省かということ、我々日系企業から見れば、中国の80%以上の模倣品は広東省で作られていて、その中でも広州がさらに80%を占めているということです。広州といっても白雲区、他の企業でも悩んでいるところもあると思いますが、そこを徹底的にやろうということで昨年からやっています。

2番目が、ミッション2で、インターネットというとタオバオですね。中国の最大

手ですから、タオバオとうまくいかない対策は構築できないということで、タオバオと積極的に関係を作っていました。

3番目ですが、中国で模倣品が流通して、これが中国に留まらず海外にも流出する懸念があり、企業からの情報で、海外に流出しているんじゃないかということで、最終的に我々昨年度訪問したのは、南寧、ベトナムとの取引の場になっています。

共同調査、共同摘発の成果としては、昨年度2社以上の共同摘発が5件あって、そのうち4件が行政による摘発、1件が公安による摘発がありました。過去には自主的に費用案分などやっていましたが、今回、共同の調査会社を指名して、共同の活動をしていこうということで、調査会社とある程度合意している内容で、もし工場の摘発だったら、1社3万元基準で2社、3社、4社となった場合に、だいたい5千元ずつで、そうすると、調査会社も仕事のボリュームが増えるから、それに見合った報酬をしましょうというのが行政摘発の意味です。大きな案件があった場合に、ステップごとに報酬を支払っていきましょうということで、刑事拘留、逮捕、または裁判所判決が出たステップで報酬していこうということで、1社で負担した場合は、12万円で高いですけども、2社3社以上でやると、こんなに負担が下がり同じ成果が出るわけですから、コストが安くなるわけですから、正式な発想にまいりましょうということで、活動してまいりました。案件の紹介は割愛させていただきますけれども、刑事摘発のこともありまして、広東惠州の工場で大量の模倣品がつくられていて、また保管されているということで、調査会社が入って追跡して、公安による摘発をしたら、中に大量の化粧品をつくれる材料があって、半完成品のバルブがこのようなドラムに入っていました。押収された商品は、正規品の価格で1千万元を超える大きな案件でして、刑事までいくのに苦勞もしたんですが、今回逮捕されたのは、オーナーではなく管理人でした。我々もオーナーを逮捕できないか考えている一方で、オーナーは逮捕されないよう反対側の活動もしているようで、いまだに状況の変化に応じて、これからの対策をしていこうというところです。

インターネットの問題では、ジェットロの中でインターネットWGがあるんですが、我々は業界としてインターネットの模倣品対策に関心が高いわけですから、積極的にやっていかなきゃいけないということで、8月にタオバオ訪問を実現したいということで、背景に、タオバオとヤフーが6月に戦略的な提携を持ち、また中国のインターネット関連法規が7月から実行され、また9月に個人輸入する商品について課税するという状況の変化の中に、我々化粧品WG6社、シャチハタ（インターネットWGのリーダーを務めていらっしゃいます）と、ジェットロ、タオバオのネット安全部、主に昨年度、タオバオがはじめたのが、正規のメーカーがつくっていない製品について摘発しようということでスタートしたのですけれども、我々はこれに資生堂、ホーユー、コーセーが参加して、それぞれの摘発状況を報告して、タオバオも現状を確認されて、今回初めて杭州のインターネット安全研究所という組織を紹介されたわけですけども、そこをどういう機能なのか、どうしたら我々と業務上の提携をできるかも意見交換しました。その後、質疑応答で、一步一步進んでいくことを申し上げました。ただ一晩で問題解決できるわけではないので、引き続き対策していこうということです。

これは、南寧の訪問のスケジュールで、南寧、ベトナムの国境の凭祥（ピンシャン）などいろいろ調査して3日間のコースで行きました。これが、立派な南寧税関、南寧税関と我々WGが意見交換している様子です。今回、ジェットロと税関総署を通じて、このような会議になりました。先方もいろいろなことに対応してくれて、我々もかなり濃い意見交換ができたのではないかと思います。ベトナムはフランスの植民地でもあったので、香水の偽物がベトナムから流れて、一部中国からベトナムに流れているというのが確認できました。特に、大規模なものは今はまだ考えられなくて、個人ベースのものが行われているということです。中国の質量技術管理局、TSBが模倣品を摘発しようということで、5つの業種にネットワークをつくって、中国で企業を集めてディスカッションしていくというネットワークなんです。我々が参加した内容はWGの皆さんに伝えて、より外部とのコミュニケーションを深めていくということでやってまいります。また、2011年度展開は、先ほど申し上げました4つの分野で、3つに対していろいろ活動していこうと、それから、1番は広州など広東省です。2番は、長

期対策フレームを考えながら、先方と重点課題を進めていくということで、3番と4番は、情報が入り次第対応を考えていきたいということです。ご清聴ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。最後になりますが、水際WGのグループ長、石川様、お願いいたします。

#### (4) 模倣品水際対策WG グループ長 YKK (中国) 投資有限公司 石川芳明氏

YKKの石川です。模倣品水際対策WGの2010年度動報告をさせていただきます。活動方針、活動項目、活動成果、そして2011年度の活動方針、活動項目について、簡単にご報告させていただきます。

まず方針ですが、水際対策WGでは長期方針、中期方針を掲げ、年度方針を掲げています。2010年度の活動方針は3つ挙げておりますが、これは2009年度から継続して掲げている活動方針です。1つ目がレベルアップ、二つ目が関係強化、3つ目が運用改善への第一歩、この3つを掲げて活動を行っております。

こちらは、2010年度の活動項目になりますが、9つの活動があり、WGの会合、税関セミナーの開催、税関との意見交換会の開催、税関通関貨物検査の現場視察、タスクフォース活動、水際活動成果検証、データ収集・分析、通関代理業者の合理的検査義務の策定、企業分類管理弁法の公聴会の参加、税関との貨物検査に関する意見交換会への参加、この9つを主な活動として行っております。こちらは、それぞれの活動を時系列で並べたものですが、このように活動を行ってきました。2010年の方針として、レベルアップ、関係強化、運用改善への第一歩を掲げていますが、方針と実際の活動がどのようにリンクしているかを表したものです。

ここから、個々の活動について簡単に説明させていただきます。まず、水際対策WGの会合です。上海 IPG 全体会合の前日に開催しております。毎回いろいろな方にご講演いただき、勉強しております。つづいて税関セミナーの開催と意見交換会の開催です。今年は、税関セミナーを5税関、意見交換会を2税関で行いました。沿岸部が多かったですが、ハルビン税関でもセミナーを行いました。税関通関貨物検査の現場の視察を今年初めて行いました。義烏税関での検査の様子ですが、コンテナを開けて中から貨物を外に出して、チェックしている様子も見せていただきました。真ん中上の写真に倉庫がありますが、これは偽物の貨物を保管している場所ですが、日系企業の偽物が保管されているのを確認できました。

タスクフォース活動は、2010年度からはじめた活動ですが、水際WGは、業界横断的に、いろいろな業界が入っている会員数が多いWGとなっております。そのWG内で、さらに課題や重点テーマを掲げて、それぞれの課題、テーマにタスクフォースを立ち上げ、深堀するという活動も行っております。今年は、タスクフォースを3つ立ち上げ、正規授權企業情報の運用方法のタスクフォースと、模倣品輸出の手法分析調査のタスクフォース、改正が進んでいる税関保護条例実施弁法の確認、分析をするタスクフォースの3つを立ち上げて活動を行ってきました。

こちら、水際対策WG活動成果データ検証分析ですが、2005年から水際対策WGを立ち上げ活動し、今までいろいろな税関とセミナーを開催してきました。その開催したセミナーが、実際どれだけの効果があったかの検証を行ってきませんでした。セミナーを行う前と行った後で、どれぐらい差し止め件数が増えているのかを、各メンバー企業からアンケートで情報を入手し、分析しました。分析した結果、やはりセミナーを開催したことで効果があったという結果が出ております。

通関代理業者の合理的検査義務、こちら中華人民共和国税関企業分類管理弁法があ

り、改正が今年行われましたが、改正を進める中で税関総署側から代理業者はどのような合理的な検査義務を行う必要があるか、意見を出して提出して欲しいという話があり、水際 WG 内で意見をまとめて提出しました。これに関連して、企業分類管理弁法に関する公聴会を税関総署が主催して行われ、この公聴会に参加し、意見を發表させていただきます。

9 番目として、税関との貨物通関に関する意見交換会に参加して、日系企業が実際にどのような形で取り組んでいるかというのを説明させていただきます。

2010 年度の活動成果としてまとめたものです。1 番目として、制度や現状に関する理解が深化しました。企業分類管理弁法等の法律、法規を確認したり、実際に通関の現場を確認したり、実際の通関手続きも認識を深めたことで、制度や現状に関する理解が深化しました。2 番目として、WG 内の活動活発化で、調査を実施したり、今年から立ち上がったタスクフォース活動もあり、水際 WG の活動が活発化していると考えています。3 番目として、中国税関との対話の恒常化、内容の深化、いろいろな税関と意見交換を行うことで、関係構築ができていると考えております。4 番目として、水際 WG のプレゼンスアップで、税関総署からいろいろな会合への参加の要請がきており、税関内で水際 WG の認知度も上がってきていると考えています。

一方、まだまだ足りない部分もあり、1 つ目として、模倣品の廃棄セレモニーを開催を考えておりますが、実施できておりません。2 番目は、税関総署との意見交換会を今年度は開催できませんでした。3 番目が一番重要ですが、課題の解決に対する成果、税関総署などに対する成果にまだつながっていません。税関差し止めは税関ごとに運用がバラバラということがあり、運用を統一する形に持っていきたいのですが、まだそこまでつながっていないと考えています。

2011 年度の活動方針として、2010 年度と同様レベルアップ、関係強化、運用改善への第一歩を掲げて活動を進めていきたいと考えております。2011 年度の活動計画ですが、それぞれの方針に基づき、個々の活動を行っていききたいと考えております。簡単ではありますが、水際 WG の活動報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。ピックアップ講座でご紹介いただく WG の活動は以上でございます。もし何かご質問があればお受けいたします。それでは、3 時 15 分から本会合を始めます。

### 「上海 IPG 全体会合」

○司会 第 51 回の上海 IPG 全体会合開催にあたり、最初にグループ長の岩間様より一言頂戴したいと思います。

○岩間氏 皆さま、ご苦労さまでございます。会合の開始にあたりまして、冒頭お時間を頂戴したいと思います。日本では先週 11 日に発生しました大地震、津波により被災地におかれましては、大変な事態が起こっております。阪神淡路大震災を上回り、被害が大変な状況で、第二次世界大戦後最大の国難とも言われています。こういう状況を前にして、本来であれば私ども日本国民一人一人ができることすべて、例えば献



血、献金、あるいは薬、食料、衣料といった物資の支援、あるいは援助活動等に、全力投入すべき時期であろうかと思えます。そういう状況の中で、世界各国からも支援の手が差し伸べられていますし、当地中国からも、援助、救援部隊が派遣されていますし、また、私ども中国で仕事をしている日本人に対しても中国の友人の皆さまから、大変温かい励ましのメールやお言葉を頂戴しております。この場を借りまして、日本人として、日本を激励して下さっている中国の皆さん、中国政府に対し、まずは心からお礼を申し上げたいと思えます。ありがとうございます。日本では1万人以上の死者、行方不明者がいると報道されています。私ども本日の開催に際し、今般亡くなられた皆さまに対しまして、心から哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りしたいと思います。また、行方不明になっている方に対して、一人でも多くの方が救われるように祈りたいと思えます。また、被災地におかれまして、避難なさっている皆様には、一日も早く元の生活が戻るように心から、皆さまと一緒に祈りさせていただきます。1分間の祈りを捧げたいと思えますので、皆さま、ご起立をお願いいたします。あらゆる祈りをこめまして、1分間の黙祷を捧げたいと思えます。黙祷をお願いします。

{黙祷 (1 分間)}

皆さま、ご協力ありがとうございました。ご着席ください。

○司会 岩間様、ありがとうございました。今お話にあった地震の影響で、東京方面からのご出張者が軒並みお越しいただけない状況になっております。議事次第の1番目に新規メンバーのご紹介とありますけれども、新規メンバーの皆さま、すべてお越しいただけなくなってしまいましたので、議事次第の2に進みます。水際WGの上海税関との意見交換会について、石川様お願いいたします。

#### **〔水際WG〕上海税関との意見交換会開催報告**

YKK 中国の石川と申します。資料2をご覧ください。こちら、上海税関との意見交換会開催報告ですが、昨年10月から今年の3月まで、全国における知的財産侵害および模倣品・粗悪品の製造販売行為摘発の特別プロジェクトが展開されております。そのプロジェクトに対して、上海税関がどのような取り組みをしているか、上海税関と意見交換会を行いました。前回の上海 IPG の全体会合の前日の水際 WG の会合の際に、上海税関の徐科長にお越しいただき、意見交換させていただきました。WG から10社、35名が参加し、活動を伺い、その後意見交換を行いました。裏を見ていただくと、活動内容がありますが、上海税関における知的財産権保護業務の実態および、通知に基づき上海税関がどのように対応しているか、お話いただき、企業側にも要望をいただきました。今回、事前にメンバー企業から質問事項を出してもらい、徐科長に送付し、質問に回答いただきました。情報提供をする場合の情報提供の窓口電話番号の提示もあり、活発な意見交換ができたと考えております。以上です。

○司会 ありがとうございます。続きまして、立法研究WG、人民法院向けヒアリングについて、土谷様、お願いいたします。

## 〔立法研究 WG〕 浙江省高級人民法院向けヒアリング実施報告

ニフコの土谷と申します。お手元の資料の3をご覧ください。浙江省高級人民法院向けヒアリング実施報告でございます。中国におきましては、近年外国企業が被告となって、高額な賠償を命じられるケースが発生するなど、訴訟リスクが上昇傾向にあります。中国国内の判決は、各地方法院により異なる判決が下る場合もありますので、日系企業においては、訴訟関連の情報に非常に興味があることと思います。そこで、立法研究 WG では、華東地域の主要な高級人民法院から高官を招聘して、訴訟手続き等の各種問題について、継続的にヒアリングを行うこととしています。その一つとして、1月20日に、高級人民法院の高官を招聘して、ヒアリングを実施しました。ヒアリング項目としては、お手元の資料に記載のとおりでございます。今後とも、立法研究 WG では、このようなヒアリングを実施していく予定であります。以上です。

○司会 ありがとうございます。浙江省に続いて、明日は上海高級人民法院の方にお話を伺うことになっております。続きまして、インターネット WG、アリババ・タオバオとの意見交換会について、キャノンの銭様、よろしくお願いいたします。

## 〔インターネットWG〕アリババ・タオバオとの意見交換会開催報告

皆さま、こんにちは。キャノン中国の銭と申します。アリババ・タオバオとの意見交換会についてご報告いたします。インターネット知財対策 WG は、大手サイト上での模倣品対策の円滑化を図るため、2010年7月に、アリババ・タオバオとの第一回意見交換会を実施しました。その後も、各種勉強会および、同社と直接交流を重ね、ある程度実際の運用状況を確認することができました。これまでの、交流成果を踏まえ、アリババ・タオバオの知財保護制度の改善を求めるとともに、権利侵害減少に向けて、今年度2回目の意見交換会を開催しました。この意見交換会では、我々のほうから、アリババ社への処罰公示期間の延長などを求めましたが、アリババ・タオバオは、模倣品の解決に当たって、処罰が唯一の解決手段ではなく、引き続き教育と消費者への啓蒙活動に力を入れることを表明しました。詳細は資料2をご覧ください。

○司会 ありがとうございます。続いて、自動車・自動車部品WGの活動報告を、グループ長の竹市様、よろしくお願いいたします。

## 〔自動車・自動車部品WG〕上海市質量技術監督稽查総隊との価格認定プロセス研究会開催報告

トヨタ自動車中国の竹市でございます。ご報告させていただきます。上海市質量技術監督稽查総隊との価格認定プロセス研究会ということで、前回のワーキングのときに意見交換をしました。このテーマの目的をご紹介します。全然減ることのない模倣品に対するけん制策として、重罰化、刑事罰化ということがありますが、皆さんご存知のとおり、当地では、刑事立件に当たっては模倣品の販売額ということが一つの大きな課題になります。我々の WG では、その価格の認定がどのように行われているかという点についての調査に取り組んでます。実際には昨年来、当局との意見交換で

我々の考えを表明して、事態を鑑みるということをやってきております。今回は、上海の TSB をお招きして、いくつかの課題について議論するということになりました。当日は、活発な議論ができました。なおこのテーマは、日中知財 WG でのテーマとして取り上げていただきました。今後中国で価格認定においてより統一した運用をするために、最高人民法院から関係機関に対して司法の指針を示す会を設けていただけると聞いております。そのために、我々WGからも経済産業省に対して、活動の計画を提案しているところです。当 WG の中で、IIPPF など日本側の皆さんに発信することができているということで、非常に大きな成果を出していると思っています。以上です。

○司会 ありがとうございます。続きまして、農薬 WG 山東省での真贋識別セミナーについて、大上様、お願いいたします。

#### 〔農薬WG〕山東省寿光市工商行政管理局・農業局向け真贋識別セミナー/市場検査開催報告

住友化学の大上です。資料6に沿って、簡単に説明させていただきます。3月11日の金曜日に、農薬WGとして、山東省の寿光市にて工商行政管理局および農業局の約20名を対象に、真贋識別セミナーを行いました。今回のセミナーは、参加人数こそあまり多くはありませんでしたが、全員がとても熱心に我々日系企業6社の説明を聞いてくれました。特に、農業局の方々は、農薬という日常のことと密接に関係があるので、とても興味を示してくださいました。農業局の瀋隊長からは、今後寿光市の農産品知識産権保護のため互いに協力したいというコメントがあり、工商局も今後更なる協力関係を強化し、農薬意外の分野の権利侵害品を発見した場合でも、JETROに連絡するなどして積極的に対応していきたいと述べました。その後、農業局を見学した後、農業局および工商局に同行して、寿光市の農薬市場調査を行いました。権利者である我々日系企業が同行し、その場で監視したメリットがあり、このような活動が今後の農業局および工商局による日常の巡察時の偽物判別に役立つものと考えております。以上です。

○司会 ありがとうございます。続いて、電卓WGのご報告を長澤様よりお願いいたします。

#### 〔電卓WG〕広州市工商行政管理局荔湾分局訪問報告

カシオ上海の長澤でございます。今週の月曜日の3月14日に、広州市AICの荔湾分局との打合せを行いましたので、報告させていただきます。参加したのは、荔湾分局の副局長様はじめ当局の方5名、権利者側は、シャープ、弊社及び調査会社の合計7名でした。打ち合わせの内容は、広州市場での再犯店舗への重罰の要請および悪意侵害者への対処の方法についての助言を求めたというものです。回答としては、再犯業者に対して法的にできることを検討する、今後も継続して交流を深めていきたいということも言っていただき、非常に有意義な打合せであったと考えております。以上です。

○司会 ありがとうございます。続いて、2010年貢献部門選定委員会を開催いたし

ました。そのご報告を宮腰様よりお願いいたします。

## 2010 知的財産権保護貢献部門」選定委員会 開催報告

○シャープ中国宮腰氏 それでは、お手元の資料8をご覧ください。2010年知的財産権保護貢献部門の選定委員会を3月3日に行いました。今回の推薦状況についてですが、北京、上海、広東のIPGのメンバー企業の中から、合計31の推薦がございました。うち2件は形式基準を満たさないものとし、残り29件を最終選考の対象といたしました。選考は、上海IPGの運営幹事および選定委員会への参加を希望されました有志の方10名を選定委員として、各委員20点満点で、推薦した企業名等の情報をすべて分からないようにした上で厳正に行いました。また、採点結果の集計時には、各部門の採点の最高点1名分と、最低点1名分をカウントしないようにするなど、公平を期すようにいたしました。結果ですね、資料3ページ目にございます、選定結果一覧のリストの11部門が選定されました。当初、10部門を選定する予定でありましたけれども、ベスト10入りした合計部門に、江蘇省のTSBが複数あったこと、また選定部門のリストの2行目の上海市の工商行政管理局の宝山分局と、11行目の上海市公安局宝山分局が同一の案件に基づく推薦であり、順位も11位と12位であったことから、両者とも貢献部門に選定することにして、合計11部門を選定しております。本感謝式典は、2011年5月19日18時から、上海IPGの全体会合のあとに行う予定にしております。以上です。

○司会 ありがとうございます。知識産権局につきましては、今般推薦がございませんでしたので、ご承知のとおり、事務局のほうで2度目の推薦募集をさせていただきました。現状、2つの推薦を頂戴しておりますので、速やかに選定委員の皆さまに、恐らくメールベースでご連絡をして、投票していただき、知識産権局についても、1部門追加で対象にすることいたします。ご承知おきください。続きまして、承認事項となります。2011年度上海IPGの活動方針について、岩間様よりご紹介いただけますか。

### 【承認事項】2011年度上海IPG活動方針（案）

はい、カネボウの岩間でございます。では、資料9の2011年度上海IPG活動方針（案）をご説明させていただきます。本日、この件に関しては承認事項ということで、ご説明後に皆さま方の承認を得る必要がございますので、従来よりは若干詳しくご説明させていただきたいと思っております。本件に関しては、昨年来何度もこの全体会合におきまして、皆さま方にアンケートの提出の呼びかけをさせていただき、まずは皆さま方にアンケート用紙によりまして意見を寄せていただき、そしてそれを運営幹事会で検討し、それをフィードバックして皆さま方にご連絡をするという手続きを踏みながらまとめてきました。まとまった案を、後でご報告いたしますが、北京、広東とのグループ長会議のときにすり合わせを行い、上海、北京、広東、3地区で矛盾のないような形で内容を組み上げるべく作成してまいりました。その結果が、本日ご提案する案でございます。この資料に沿ってご説明させていただきます。まず、現状認識として、2010年度の活動方針に基づく活動実績を確認しました。2010年度は、次の3

点を基本的な枠組みとして活動を展開しました。

- 1) 模倣品に係る中長期活動ビジョンの実現に向けた諸活動の展開
- 2) 模倣品、権利侵害、各種規制問題など幅広い範囲を対象とした課題抽出、分析、解決手段の検討を実施し、関連する情報の発信、会員間情報共有の範囲を拡大、進化する
- 3) WG、IIPPF 連携など、特化した活動の支援を継続する

こういった3つの内容を柱に展開してまいりました。中でも、模倣対策関連の活動実績は、この資料9のうしろ、添付1に内容をまとめております。この添付1のような活動を2010年度は行ってまいりました。続きまして、それらの活動を行いながら、2010年度の中で起こった環境の変化、会員のニーズというものの把握に努めました。どのような環境の変化があったかと言いますと、1番目、上海IPGの諸機能を強化、これは、添付2のような内容での機能強化が実現しているのではないかという認識しております。一般情報の共有、活動情報の共有、それらを通して課題解決機能も向上し、各種能力の機能強化があったのではないかと認識しております。続きまして2番目、日本経済産業省と中国商務部、工商総局との覚書締結、日中知財WGなど、日中政府間活動の成果が出現しております。ご承知のように、日中両国政府間におきましても、スピードはそう速くはありませんが、一歩ずつ知財問題に対する取り組みが進みつつあります。そしてまた、その成果が出始めているというのが現実だと思います。3番目、政府部門との連絡強化ということで、國務院通知後には、華東地区の多くのAIC、TSBより事務局に情報提供の要請等が来ております。4番目、中国での知的財産権訴訟の増加。これは、日系企業が被告となるようなケース、高額な損害賠償が認定されるケースなど、知財リスクの高まりを感じさせる案件が出現しているということです。5番目、模倣手口の複雑化、巧妙化が継続して進んでいるということが環境の変化の代表例だと認識しています。そして、続きまして、新たなニーズと課題ということで、皆さま方からのアンケートの内容を拝見し、次のような課題やニーズが出ていると思います。

- ①  中国政府向け交流、意見具申の強化
- ②  模倣品対策等に係る研究、巧妙化対策の強化
- ③  専利権の保護、活用に関する研究活動の増加
- ④  司法部門へのアプローチ
- ⑤  インターネット上の模倣品対策
- ⑥  WG等の成功事例の普及、周知化、WG間の情報交流の促進。

2011年度は、これらの環境変化やニーズを踏まえ、効果的、幅広い活動になるのではないかという考えの下、活動方針を立てました。その下に活動方針が書いてございます。簡単に申し上げますと、真ん中以降に記してございますが、

- ①  従来不足していた中央政府、司法部門との交流
- ②  活動成果の展開、周知化
- ③  会員間、WG間の横の連携を強化する

といったことを念頭に置き、これまでの活動の優れた点は維持しつつ、新たなニーズの充足に努めるべく、活動内容を計画いたしました。その下が活動内容です。基盤活

動として、本日開催している上海 IPG 全体会合を年 6 回、原則として奇数月の第三木曜日に開催、これは従来と変わっておりません。2 番目、上海 IPG 運営幹事会、これも年 6 回偶数月に開催しております。3 番目、上海 IPG ピックアップ講座を年 5 回、IPG 全体会合の直前に開催、4 番目、中国知財法関連法勉強会を年 5 回、全体会合の翌日に開催。これが基盤活動の内容でございます。

続きまして、北京、広東両 IPG との全体活動としまして、先ほどもご紹介しました貢献部門感謝式の開催。2 つ目としまして、展示会における模倣品調査関連活動の実施、これを中国 IPG の全体活動と位置づけて実施したいと計画しました。3 番目、上海 IPG としての全体活動として、

- ①□地方政府部門への真贋識別セミナーの開催、これは年 4 回程度を考えております。
- ②□TSB ブランド保護フォーラムの推進、これは添付 3 に内容がございます。年度総会に始まり、さまざまな取り組みを行い、今年で 4 年目を迎えます。
- ③□華東政府部門と交流。これは、各地の知識産権局、工商行政管理局、質量技術監督局等、関連部門との間で特定テーマの課題解決、認識共有に向けた取り組みを実施していく計画でございます。それらの中の一つである、江蘇省知識産権局との年度計画は、添付 4 の内容で計画しております。こちらは時間がかかりますので、あとで目を通していただければと思います。
- ④□WG 活動に対する支援、テーマ別 WG および業界別 WG の活動を引き続き積極的に支援をしたいと存じます。具体的な各グループの内容は、添付 5 のとおりでございます。それぞれの WG の活動計画がここに記載されております。
- ⑤□情報交流の発信の拡大、IP ニュースレターの充実、政府当局への情報発信、欧米中企業・団体との情報交換と連携、アジア諸国 IPG との連携といったものにも積極的に取り組んでいきたいと考えております。
- ⑥□そして最後に、その他として、業界別活動の支援。WG に参加できない業界の活動につきましても、上海 IPG として積極的にできるだけ支援をさせていただきたいと考えます。

また、情報提供の充実化として、2010 年に引き続き、会員ニーズの高い特定テーマについて深堀調査を実施し、会員間で情報共有するということにしたいと思います。時間の関係で、ざっと 2011 年度の活動方針をご説明し、ご提案させていただきました。短い時間ではございますが、皆さまの拍手を持ちまして、この案を承認していただけるかどうかをお伺いしたいと思います。それでは、事務局のほうからご確認をお願いいたします。

○司会 岩間様、ありがとうございました。今回の活動計画は、昨年とそれほど変わっておりません。諸般の事情を加味して若干の変更を加えたということです。それでは、ご承認いただけるようでしたら、拍手をお願いいたします。

(拍手)

ありがとうございます。ご承認いただいたものとして、2011 年度は本計画に基づいて事務局のほうでも各種対応させていただきます。続きまして、岩間様、前回第 12 回の IPG グループ長会議のご報告をお願いいたします。

## 第 12 回 IPG グループ長会議報告

○岩間氏 続きまして、IPG グループ長会議のご報告をさせていただきます。資料 10 でございます。本年 2 月 25 日、広州におきまして 3 地区のグループ長会議が行われました。3 地区のグループ長、ならびにその事務局が一堂に会し、会議を行いました。この報告書に簡単に書かれていますが、検討事項として、今私がお説明しました本年度の計画に関し、各地区からの詳細報告がございまして、それをそれぞれすり合わせをいたしました。そして、結論として、それぞれの計画案には、IPG 事業として支障があると見込まれる項目は含まれていないということを確認しました。また、北京、上海の IPG で重複し得る特許関係の検討作業等は両者間で適宜協力することとしております。2 番目の中国中央政府との交流については、今しがた本年度の活動方針の中でもお説明しましたが、会員の皆さまから強い要望が出ております中央政府との交流に対して、我々としても実施すべしとしました。念頭に、日本の IIPPF との連携を意識する中でこのようなテーマを検討しました。結論としては、次に書いてある方向で中央政府との交流を図るべく作業を開始するということです、IPG 活動への理解を促進せしめる、IPG 活動の普及および貢献部門への評価、ということを目的に、2010 年度の貢献部門感謝式の前日あるいは翌日に、AIC あるいは TSB を対象として、貢献部門感謝式と並催して実施することにしていきます。参加者は、合計 30 名内外で、日方中方の参加者、時間は 3 時間程度、進行は各テーマに対して講演、意見交換ということを考えております。内容は、ここに書かかれてるようなことです。こういったことで、中国地方政府との交流の第一歩を図っていこうという結論に達しました。

続きまして、IPG 事業運営の円滑化に関しては、3 地区の交流を矛盾なくスムーズに行うにあたり、ここに記していることを行っていくという内容です。これは省略いたします。また、最後に IPG への参加要件に関して、またこの後ご紹介しますので、ここでは触れませんが、それぞれ 3 地区の IPG に関しては、設立の経緯、歴史の違いにより、従来会則、参加要件というものが違っておりました。これを、各地の IPG の独自性を活かしながら、同時に中国 IPG としての整合性を保つために、一緒にできるところは統一していこうということで検討を始めたものです。これに関しては、あとで紹介がございしますが、各 IPG で改めて検討するという事になった次第です。以上です。

○司会 ありがとうございます。続いて、もう 1 点、承認事項となります、資料 11 をご覧ください。先ほど、岩間様よりご紹介いただきました IPG への参加要件について、こちらは 10 月の第 11 回グループ長会議、先月の第 12 回グループ長会議で北京 IPG からの要請に基づいて検討したものです。前回の上海 IPG 全体会合でも簡単にご紹介させていただいています。内容は、岩間様にご紹介いただいたとおりで、簡単に言いますと、北京、上海、広東の IPG の参加要件が違いますので、それをある程度統一するにあたって全体活動、全体会合、個別活動等によって、活動をレベル分けしまして、その中で、全体会合と全体活動については、どれか一つの IPG に入っていれば、他の IPG の会合に出席できるようにしましょうという意図で作ったものです。ここで言う全体会合というのは、本日のこの会合を指します。北京と広東も同じです。全体活動というのは、AIC 向けの真贋識別セミナーなど皆様が以前から参加可能であったものを指します。個別活動は、上海で言えば、WG 活動、有志の皆さまでの活動などになります。繰り返しになりますが、全体の活動については、事務局から 3 地区の IPG

全体にご案内を出します。そして、制限はあるかもしれませんが、全員出席することができます。ただし、個別活動については、個別活動の主体が参加の条件を決めることとなります。今回の IPG 参加要件はそういった内容になっています。上海、北京、広東でこの案について、皆さまのご承認をいただいた上で、最終決定とさせていただきます、グループ長のほうへご報告をしようと思っております。簡単ではございますが、以上のような内容で差し支えないと思っていただけましたら、承認を拍手をもって、お願いいたします。

(拍手)

ありがとうございます。それでは、引き続きまして、第5回勉強会について、岩本様、お願いいたします。

## 2010年度第5回中国知的財産権関連法勉強会、成果確認試験について

○ジェイテクト岩本氏 お手元の資料 12 にあります、第5回中国知的財産権関連法勉強会のご案内について、明日3月18日ですが、申込書には期限11日となっておりますが、まだ定員に余裕がありますので、今からでも申し込んでいただければ間に合います。明日は、年度の最後5回目ということで、成果確認試験を実施する予定です。可能であれば、ぜひ参加をお願いします。以上です。

○司会 ありがとうございます。最後にスクリーンのほうをご覧ください。先週、中国の地方税関の招聘事業を、経済産業省委託のもとで実施しました。簡単にご報告いたします。招聘者は、6名です。杭州税関の傅所長を団長として、税関総署の朱様、深セン、広州、上海、寧波税関の皆さまをお招きしました。簡単に申しますと目的は2つで、日本の企業、あるいは政府部門との交流、もう1点が、今の中国税関の状況について、日本に対して情報発信するという2点です。経済産業省、東京税関、IIPPFとJEITAの皆さまとの意見交換会を行っております。情報発信については、東京と大阪でそれぞれセミナーを実施しました。東京は申し込みが200名ほどで参加者はしてそれを若干下回るくらい、大阪は100名弱といった状況でございました。

時間超過しましたが、連絡・報告事項を終わりとさせていただきます。

付け加えて、事務局より、まだ受付に上海 IPG の 50 回会合のときにお配りした「上海 IPG の歩み」という冊子が余っていると思いますので、もしご興味がある方は、お持ち帰りください。ご質問等ございますか。それでは、幹事の皆さまお席にお戻りください。

## 第2部 講演会

○司会 引き続きまして、講演会のほうに移らせていただきます。今回は、講演が3本ございます。1本目は天達法律事務所の張弁護士より、職務発明に関する実務問題というテーマでご講演を頂戴します。それでは、張先生よろしくお願いいたします。



## 講演① 「中国における職務発明および報奨金規定に関して

【天達律師事務所 弁護士・パートナー 張青華 氏】

ただいまご紹介に預かりました、北京天達律師事務所の張青華でございます。本日はお忙しい中、誠にありがとうございます。まず、この場をお借りして、日本の東北地方の太平洋沖で起きた大地震により、日本国民が受けた大きな被害に対して、心からお見舞い申し上げます。また、一日も早く立ち直りまして、復旧できることを心からお祈りいたしております。

これから本題に入りますが、本日私がお話をするテーマはここに書いておりますとおり、職務発明に関する実務問題というテーマです。このテーマに関しまして、今まで上海 Jetro の特許 WG の皆様とも数回に渡り議論をさせていただきましたことがあり、今日はその数回に渡る議論に基づき、要点だけを私のほうでピックアップさせていただきたいと思っております。もちろん、他の点についても皆様からいろいろご質問があるかと思っておりますので、こちらは後ほどの質疑時間にお伺いしたいと思います。

今日私が話をさせていただく問題は主に二つに絞りたいと思っております。一つは職務発明の帰属問題でございます。もう一つは報酬と報償の支払いに関する問題です。この二つの問題を中心に話をさせていただきたいと思っております。職務発明の帰属について、ここに書いてありますように、職務発明創造や開発のみという場合、その成果または権利となる特許権、意匠権、実用新案権などの権利が誰に帰属するかという問題です。

ここに二つのパターンを挙げさせていただきました。上のほうは、会社に帰属するパターンです。もう一つは発明者、または考案者に帰属するパターンです。ただ、皆様も中国の特許法、専利法を勉強されていると思いますが、中国の専利法は、基本的に職務発明ということに関する規定を設けておまして、個人の帰属というのは一般的に今の専利法の規制対象ではないと考えられています。また、職務上と直接関係がある場合、専利法の規定では、発明創造や技術成果は直接会社に帰属することになります。これは中国専利法の規定に基づいたものです。しかし、今回の改正によると、約定という特別な規定が設けられ、勤め先の会社と発明者との約束により、この発明は発明者に帰属しても良いという場合は、個人に帰属しても良いという規定です。今回は、主に専利法に基づいて、職務発明の話させていただきたいと思っておりますので、上の部分を中心にお話をいたします。上の部分を見ていきますと、奨励金及び報酬を支払わなければいけないというところがあり、これは次に発生する問題となります。生まれた技術成果が会社に直接帰属する場合は、会社が何をしなければならないかを規定しています。つまり、職務発明により生まれた技術について、その技術が特許、実用新案、或いは意匠権を取得したものについては、会社が何をしなければならないのか、ということに関する規定です。これは、奨励金及び報酬を支払わなければならないというのが、中国の今の専利法の規定となります。そして、これは帰属の最初の問題となります。

個人に帰属するという約定がある場合は別ですが、今回は職務発明の話ですので、会社に直接帰属することを前提にお話をさせていただきます。では、ここでこの関係をどのように見ていくかということですが、まず、一番上の親会社のところを見てください。親会社のところは左をブルー、右を赤と分けているのですが、ブルーのところ

を見ますと、大体の今の多くの企業のパターンになっております。つまり、共同開発、委託開発という場合の技術成果です。よく親会社が、中国にある子会社、或いはR&D技術センターに対して委託開発や共同開発を依頼しています。そこで、この子会社の研究或いはR&D技術センターの中での開発に基づいて生まれた技術や特許などの権利は、通常はこの下の赤いところにあるように子会社に帰属するようになります。つまり、親会社の依頼を受けて子会社がこれを引き受けて、この子会社の研究により生まれた成果は、子会社に帰属するのが今の中国の専利法的前提になります。そこで、赤いところを見ていきますと、子会社はこの生まれた技術的成果をどのように処理するかについては、大きく3つのパターンに分けられます。

- 一つは専利権を直接親会社に譲渡する場合です。中国で生まれた技術成果を権利化して、特許権、或いは実用新案権、意匠権を取得して、その権利を親会社に譲渡します。
- もう一つ、次の選択肢としては、専利権、専利出願権を譲渡します。これはまだ権利になるかわからないかわからない段階ですので、出願したけれども、まだ権利になるかどうかはわからないけれども、出願した権利を親会社に譲渡します。
- 最後の一つは、これもよくあるパターンですが、出願をしないまま、このノウハウ、要するに技術をそのまま譲渡します。

親会社と子会社の間では、このような3つの方法が採用されております。子会社が親会社からの依頼を受けて実施した研究及び開発に基づいて生まれた技術成果を親会社に返したいという場合、その返し方が先ほど挙げた3つのパターンがあることを説明させていただきました。

ここの赤い星のところは、開発契約により権利が親会社と子会社がどちらに帰属するか、権利の譲渡内容を確定するとなっているのですが、権利がどちらに帰属するのかは、親会社と子会社の協議によるものとなります。これは帰属の話ですが、1と2のところ、1は大体前述の3つのパターンになります。皆様も中国の会社で生まれた発明や成果をこのような形で、親会社の本社とやり取りをされているのではないかと思います。

では、次に生まれた発明或いは技術成果に対して、発明者に対してどのように報奨、報酬、奨励金を支払うのかという話に入ります。これは今回の特許法改正に関連して、一番ご関心を持たれているところではないかと思っておりますので、この点については時間をかけてお話をさせていただきます。これは特許法、専利法の実施細則第77条と78条に規定されているところです。

まず、奨励金についてですが、ここにありますように奨励金は発明に関しては、1件あたり人民元3,000元を支払わなければならないとあります。実用新案は1,000元、意匠権も1,000元となります。

次に報酬を見ますと、これは権利を実施する場合がありますが、発明は2%、実用新案と意匠権は0.2%となります。ライセンスは10%になります。ライセンスの場合は10%を支払うのですが、その他は2%と0.2%になります。ここでご注意いただきたいのは、これが法律上の規定だということです。専利法実施細則の第77条と78条に明文規定されているところです。

次に見ていくのは、この金額はどのように決めるのか、どのように支払わなければ

ならないのかという点になります。ここで指しておりますのは、約定金額になります。これは、先ほどの実施細則第 77 条と 78 条とは関係ない金額となります。この点については、皆様もご研究をされたかと思いますが、要するに約定すれば、この金額は先ほどの 3,000 元や 1,000 元、それから 2%や 0.2%とは関係ないということになります。これが今回の特許法改正の大きなポイントとなります。つまり、約定によって、この金額を変えることができますし、必ずしも法律に基づいて、同じ金額を支払わなくても良いということになります。ただ、この規定については、約定ということから、当事者間の約束ということが要求されています。つまり、発明者とその勤め先、会社との間での個別の約束、契約、或いは職務発明または技術発明に関する規則に基づいて、締結した契約です。その契約に基づいて、約定金額を決めることができます。

なお、この金額をどう決めるかについて、今まで皆様からよくご質問をいただくことがあったのですが、例えば、ここに 3,000 元とあるが 1,000 元でどうか、または 1,000 元のところを 500 元でどうかなどということ。これは、相手の当事者がその金額に同意をした場合は、法定の金額でなくても良いのではないかとのご質問です。日本企業は、中国の特許法の報奨規定は、日本の規定や実際に支払われる金額と比較した場合、ずいぶん報奨金額が高いのではないかと考えられているようです。

では、この約定金額について、お互いに相談して決めれば良いのではないかとご質問ですが、日本の発明規定や社内規定から、例えば 1,000 元のところを 200 元または 300 元にして、或いは日本の規定をそのまま適用して、同じような金額にしても良いのではないかとご質問がよくあります。ここで、要件は何かというと、これは合理的な金額ということを見てください。中国の今の法律上の要件としては、この約定金額に対する要求は、合理性があるという一点のみになっています。これは、あくまでもトラブルになったり、訴訟沙汰になったり、仲裁沙汰になったりした場合、裁判官や仲裁官が判断する一つの基準になります。そして、この合理的な金額とは、過去の判例などのいろいろな要素に基づいて判断されます。例えば、その特許の社会的寄与、或いは当時の政策、当時のニーズ、それから周辺に対する影響などを総合的に判断して決めることになります。法律上では、明文規定はないです。この点について、ぜひ頭に入れておいていただければと思います。つまり、約定によって金額を決めることは可能ですが、ただし、その金額の合理性にご注意をいただきたいということです。万が一、トラブルになった場合、その金額について、どのように合理性を主張するかは、支払い側が考えなければならない問題となります。

それでは、細かく見ていきます。まず、誰が支払うかという質問も実際によくあるのですが、親会社と中国にある子会社または R&D 技術センターとの間に締結する委託開発契約、共同開発契約に基づいて、この権利が親会社に帰属すると規定されている場合、中国の専利法の規定では特許権利者、要するに権利を取得する者が報奨を払わなければならないと規定されています。では、日本企業のように親会社が外国にある場合、この発明者または考案者に子会社が払うのか、それとも親会社が払うのかという問題が出てきます。ここでまず考えていただきたいのは、雇用関係です。発明者と勤め先との間の雇用関係が支払い義務のポイントとなります。

また、開発の全体図から見ていきますと、日本本社が中国の子会社に開発委託をして、その開発委託契約の中に譲渡について直接帰属を記載した場合、要するに自分が資金や施設を提供するけれども、この研究開発に基づいて生まれた成果は直接日本本社に帰属すると契約の中に記載した場合については、ここで生まれた技術成果は、こ

の契約に基づき権利者は日本本社となります。日本本社が資金と施設を提供し、中国の開発先に対して、この帰属は自分にあるという約束に基づき、出願者名義も日本本社となり、日本本社もこれに基づき、特許、実用新案、意匠の権利者となります。そして、日本本社がその権利をもって、中国の生産会社に権利を譲渡したり、使用許諾したりした場合、考案者または発明者と日本本社及び中国の開発会社との関係はどうなるのかということになります。ここで、一つの矛盾が出てくるのではないかという質問もあるのですが、つまり中国の特許法では権利者が報奨金を支払わなければならないとなっているのですが、特許権を取得した権利者が日本本社である場合、日本本社がこの発明者に直接支払わなければならないのかということです。ここは点線で示しているのですが、日本本社と発明者または考案者の間には雇用関係はないし、直接な関係が何もない場合、何に基づいて支払うのかという問題が出てきます。一方、中国の開発会社と考案者、発明者の間には雇用契約に基づく労使関係があります。また、さらに実施許諾を受けているのも中国の生産会社ということもありえるので、この場合は誰が支払うのかという質問がよく出されます。例えば、日本の会社が中国に3つの会社を持つ場合、R&D技術センターで生まれた発明をその他の中国の子会社に使用許諾したり、譲与したり、実施する場合は、中国の生産会社、つまりその譲渡を受けた会社が発明者に対して支払わなければならないのか、またここは関係ないとしても、少なくとも日本本社は関係あるのではないかというように考えられるようです。これを見ていきますと、開発契約において職務開発創造、または職務技術成果の報酬に関して合意することが出来るとあります。つまりお互いに相談して、日本本社が支払いたいのであれば支払ってもいいわけです。現地法人の中国子会社が、支払いたいのであれば支払ってもいいわけです。これは合意に基づき支払うということになります。合意がない場合には、ここにありますように、支払うのは子会社になります。子会社が支払わなければならないということになります。しかし、この場合の根拠は、専利法ではなく、契約法に基づいたものになります。理由については、上に書いてありますように、これは発明創造と職務技術成果が権利化される前のまだ特許となっていない技術の段階の話です。その場合は、契約に基づいて、子会社が支払うこととなります。そして、子会社は労働契約に基づいて支払うのです。

ここで方法1と方法2を列挙してみました。ピンクと緑の方法に分けていますが、これは三角関係になっています。発明者または考案者が子会社で仕事をして、子会社で技術の成果を挙げている場合、発明者または考案者と雇用関係があるのは子会社です。しかし、子会社がこの生まれた技術的成果、或いは特許出願権を親会社に譲渡した場合は、この考案者と発明者は、親会社及び子会社と同時に関係を生ずることになります。つまり、中国の専利法上では、親会社が特許、専利法上の権利者になった場合、権利者が支払う義務があると規定されています。一方、雇用関係にあるのは、現地法人の中国子会社になるのですが、現地法人の施設や設備を利用して、現地法人から給与をもらって生まれた技術的成果については、子会社の現地法人がその対価を支払わなければならない。この場合はどうすればいいのかというと、次の二つの方法があります。

- 一つは緑の矢印が指している雇用関係に基づいて子会社が支払う方法です。
- もう一つは親会社と子会社と発明者の間で3者契約を締結した場合、どちらにも利益関係が発生するので、双方から支払う方法です。

続いて、どんなリスクがあるかについて見ていきます。まず、方法1については、中国子会社と日本親会社が委託開発契約を締結し、発明者と設計者は中国開発子会社と契約や内部規定で報奨について合意しました。中国子会社は、日本親会社に技術譲渡をし、直接帰属させます。一方、中国の子会社は日本の親会社に直接帰属することになっています。そして、中国子会社は発明者、設計者に職務発明の報奨を支払うというパターンです。要するに、親会社と子会社との間で契約があって、子会社と発明者や設計者の間では内部規定に基づいて合意をしているという場合です。つまり、発明者や設計者は発明をするが、発明が生まれた場合は自分にいくら支払うかを子会社と約束し契約をします。また、その契約とは別に中国の子会社は、日本の親会社との間にある開発委託契約などに基づいて、研究開発で生まれた成果は日本本社に直接譲渡すると約束します。この約束がある場合、中国子会社は発明者に対して支払い義務が生じます。要するに、発明者と設計者は中国の子会社との間に契約や合意があるので、それは子会社が支払うことになります。今、中国に現地法人を持つ日本企業や欧米企業のほとんどがこのような形を採用しているのではないかと考えます。では、ページ10の緑の部分にある方法を採用する場合は、設計者と発明者は誰に対して要求を主張できるのかということですが、金額については合意し、その後も合意した金額に対して何も意義がない場合、或いは金額は合意しないで法定金額に基づいて支払いをしました。しかし、後になって中国で働いている発明者が金額に対して不服が生じた場合、これは誰に対して不服、仲裁、訴訟を提起するかという問題があります。これは、基本的には中国の子会社に対して提起することになります。この契約に基づく、子会社は権利を親会社に帰属させることになっているものの、子会社と発明者または設計者との間に別途合意がありますので、何か問題が生じた場合には、これに基づき、発明者または設計者は、子会社に対して提訴や仲裁申し立てをすることになります。よって、中国の子会社も責任を負うことになります。

続いて、方法2となる赤の部分をご覧ください。方法2だと、中国の子会社と日本の親会社は委託開発契約をまず締結します。そこで、子会社と親会社は契約を通じて、合意に達していることになります。発明者、設計者は親会社と中国子会社の間にある契約を通して、報償に関する合意が成立するようになります。その合意に基づいて、日本の親会社が支払うことを約束したことになります。先ほどの問題と関連して、日本の親会社が権利者となり、権利者に支払い義務があるのではないかと考えられるのです。この場合も、その技術、或いは権利が親会社に直接帰属、または譲渡されることになります。この合意に基づいて、親会社は発明者、設計者に対して職務発明の報償を支払うようになります。こちらも先ほどと同じように、契約及び合意がポイントになります。設計者、発明者は中国子会社とだけ契約や合意を締結するのではなく、権利者となる親会社も含めるべきではないかという考え方もあり、日本親会社も含めた3者契約も時に見られます。この場合は、3者契約になるので、発明者は子会社と親会社の双方に対して権利を主張することが可能となります。つまり、日本の親会社も当事者となり、これで発明者や設計者が報償金額などに対して、或いは実施した後、実施した金額が約束した金額より遥かに高く、その約束した金額に対し不満があり増額してほしいという要望がある場合は、日本親会社と中国子会社に対して訴訟を提起することができます。この場合、双方に責任が生ずる可能性があります。つまり、契約に基づき合意しているので、日本の親会社は労働関係がないにも関わらず、契約に基づいて責任を負う可能性が出てきます。これは3者契約の場合です。

次に合意がない場合を見ていきます。合意がない場合は、先ほど申し上げた一般的な状況と同じになります。要するに、合意があるか否かに関わらず、3者契約や2者契約などの契約に基づいて、契約の当事者が支払うこととなります。或いは、当事者が訴えられるリスクが出てきます。

中国の開発会社は、リスクをどのように考えていくべきかについてですが、赤の部分をご覧ください。3者契約はリスクがあることを先ほど申し上げました。よくある質問としては、リスクがあるとしても勝訴率はどれくらいあるかということですが、勝訴率は関係ないということをご理解ください。不満が生じて、3者契約に基づき子会社と親会社の双方に対して、訴訟を提起しました。訴訟は勝てるか勝てないかについては、子会社に対する訴訟は、理由と証拠が十分であれば、勝訴する可能性が高いです。日本の親会社に対する訴訟も提起できるのですが、勝訴する可能性は比較的低いかと考えます。その根拠は何かというと、やはり労働関係の有無がポイントになります。つまり、労働関係があれば、労働契約に基づき当然支払い義務が生じるわけですが、労働関係がない3者契約の場合は、雇用関係がある中国子会社のほうが全体的に責任を負わなければならない可能性が高いと考えます。これは法律に規定されたものではなく、過去の案例などに関して我々が裁判官との交流やディスカッションを通じて得た判断です。

続いて、支払い内容を見ていきます。支払い内容については、親会社と子会社の間にある委託研究開発、共同開発の契約内容に基づいたものとなります。また、子会社開発済みの未登録公開技術を未出願のうちに譲渡する場合に対して支払いをする場合は、何に基づき支払いをするべきかということ、子会社の開発した技術成果に対し報酬を支払うので、これは契約法上の規定に基づくものです。これは先ほどの場合とは異なりますので、区別をする必要があります。つまり、一つは契約法に基づく支払い、もう一つは子会社の開発済み公開技術の出願権を譲渡したわけですが、権利取得はされていないのですが、既に出願した専利出願権を譲渡したので、発明者に報酬を支払う必要があります。この場合は、専利法に基づく支払いになります。これは、二つの異なる支払いとなります。そのため、支払い金額も異なってきます。契約法に基づく金額は、専利法に基づく金額と必ずしも一致するわけではありません。その金額について、いくらぐらいが妥当なのかについては、専利法を参照することはあるのですが、必ずしも一致するわけではありません。また、出願権だけではなく、取得した権利を譲渡するという3つ目の選択肢もあります。これも中国の専利法に基づき、発明者に対し報奨を支払わなければなりません。

ここで一度内容をまとめます。まず、職務発明創造の前提となるのは、労働関係です。よって、どうしても日本本社を契約に含めなければいけないという心配は要らないのではないかとことです。日本との委託開発契約、或いは共同開発契約があったとしても、日本本社と発明者の間には労働関係がないので、労働関係がある中国子会社に支払い義務があります。そして、これには専利法第16条にある合理性が適用されます。この合理性については、先ほども申し上げましたように、法律上は合理的という表現があるものの、その合理性に関する明文規定はありません。よって、何が合理的なのか、具体的な要件をどのように理解していく必要があるのかについては、これは法律では定められておりません。これは、今までの判例や判決の趣旨を参照し、裁判官の見解にゆだねることになります。

さらに、ここでもう一つ気をつける必要があるのが、低額で或いは無償で親会社に譲渡する場合です。この場合は、地方法規を確認しておく必要があります。地方法規について、ここで詳しく説明をする時間がないのですが、各省、各自治区、或いは上海、北京、天津などのような直轄市においては、職務発明または技術発明の奨励に関する法規があります。その場合は、金額や譲渡の方法などについて、地方により規定が設けられている可能性が高いです。例えば、上海にある子会社が日本の親会社に譲渡する場合は、上海の地方規定も参照しながら、譲渡契約を締結する必要があります。また、無償の譲渡も合理性に関する規定があります。確かに中国の合理性に関する規定は漠然としており、この合理性がどこで引っかかるのかは不明確なところがあります。しかし、いざ問題が発生した場合は、合理性に対する説明を求められる可能性が十分ありますので、譲渡或いは支払いをする場合は、その合理性をどのように考えているのかを説明できるようにしておく必要があります。社内規定などに基づいた金額である場合、これがどこまで合理的なのかを説明できるように制定する必要があります。ここに「発明創造の発明者、または考案者に報奨を支払わない場合でも、合理的な親会社の実施及び関連会社の実施を職務発明の創造実施として認められる場合もある」とあります。つまり、合理性さえあれば、例え無償或いは低額であったとしても認められる可能性があるということです。逆に言うと、合理性が説明できないと、一定の金額を支払っていても、当事者の不満から訴えられた場合は、不合理だと判断される可能性が出てきます。また、ここでもう一つ気をつけていただきたいのは、輸出入管理条約です。これは対価に関する規定で、対価を支払わなければならない場合があります。またはそれについて契約の中で明記する場合は、技術輸出入管理条約を適用して契約を届け出なければならないです。この契約の届出を怠らないよう気をつける必要があります。これは支払いに関連していますので、外貨を送金できなくなったりするような面倒を起こす可能性があります。

続いて、離職する場合はどうするのかについてですが、これは中国の法律に基づいて、離職した1年以内は、その元の会社物質を利用した発明創造は、離職した会社に帰属するという法規定があります。また、離職はしたが、在職中の職務発明創造を会社が実施して比較的大きな収益を得た場合、その離職した発明者に引き続き支払いをする必要があるかという質問もよくいただきます。これは、契約内容に基づいて判断されます。契約の中で一括して支払いをすると約束するのも一つの方法かと思えます。もちろん、契約や規定、或いは発明者個人との約束をどのように設定したかによりますが、これも一つの方法として利用できるのではないかと思います。

私の話は以上となります。何かご質問はございますでしょうか？

○司会 ありがとうございます。では、質問をお願いいたします。一番後ろの方、お願いいたします。

#### 【富士通中国 小沢氏の質問】

富士通中国の小沢と申します。本日はどうもありがとうございました。1点、教えていただきたいのですが、先ほどのご説明の中で、日本の親会社に権利が帰属する場合、契約法に基づいて支払いをする必要があるというお話がありました。権利自体は、子会社が持っていないにもかかわらず、やはり支払い義務があるのでしょうか？契約法でも、確か権利を持っている法人が支払うと書いてあったような記憶があ

るのですが、いかがでしょうか？

○張弁護士 子会社が支払わなければならないかというご質問でしょうか？これは、確かに特許法の中では権利者が支払わなければならないと規定されています。ただ、先ほども申し上げましたように、ここで肝心なのは雇用関係です。ここは、皆様が非常にご関心を持たれているところですが、権利者が支払わなければならないのに、子会社は権利者ではないのに、なぜ支払わなければならないのかということです。この問題については、我々も裁判官といろいろ議論をしたことがあります。実際にトラブルが起きた時や訴えられた時は、3社契約の場合は別ですが、子会社と発明者の間には委託関係が何もないわけですが、つまり、2者契約の場合は親会社が払わないといけませんが、その支払いがない場合、雇用関係がある子会社が支払わなければならないということです。職務発明というのは、その勤め先の施設、勤め先の給与をもらって発明したものになるので、雇用関係がある勤め先が支払わなければならないというのが一般的な理解になります。もちろん、これは法律規定上の明文規定ではないです。

○富士通中国小沢氏 そうすると、法律や明確な規定よりも、実態の雇用関係というものを重視して、そのようにしていくべきだという形になりますでしょうか？

○張弁護士 おっしゃるとおりでございます。この労働関係については、私達も裁判官などの関係部門といろいろお話をさせていただいております。また、専利局にもこの条文の解釈について問い合わせをさせていただいたところ、同じく先ほどの結論に達したということです。

#### 【竹市氏の質問】

竹市氏 今の質問と少し関係するのかもしれませんが、説明の16ページで「出願前の場合には契約を参考にし、出願後は専利法を適用する」とあるのですが、これは選択的に適用されるのでしょうか？それとも、例えば出願後も専利法に加えて、契約法上の対価を報酬として支払うのでしょうか？もう一つの質問は地方法規のことです。専利法など法律に加え地方の規定も適用があるとのことですが、多くの地域で活動している企業などに対しては、どこの地域が適用されるのかということについて伺いたいと思います。例えば本社とR&Dの施設が別のところに所属している場合、これは両地域なのか、それともR&Dのところだけなのかについてお伺いしたいと思います。

○張弁護士 一つ目のご質問については、契約法に基づき支払うのか、専利法に基づき支払うのか、それとも両方かということですね。これは、もし約定に基づいて支払いをする場合はこれを特に考える必要はないと思います。ただ、法的根拠から強いて申し上げますと、まだ権利化されていない技術成果、或いは権利出願をしていない段階では、契約法を適用するという法的根拠になります。要するに、今の中国の専利法は出願したもの、権利化したものについては規定は設けているのですが、技術については規定を設けていません。よって、契約法を適用するという話になっています。しかし、社内発明規定が適用されて約束や約定がある場合は、特にこの法規定を考えなくとも良いということです。



竹市氏 ということは、契約法の 326 条の規定というのは、約定によっては事前に合意すれば適用がないという理解でよろしいでしょうか？

○張弁護士 契約法の 326 条というのは、権利化しなくても支払わなければならないという趣旨です。専利法になりますと、権利化するのか権利化したのかという話になるのですが、これはまだその話の一手手前で、ただ技術ができた段階です。その技術に対して、雇用者が専利法にはこれに対する規定がないから支払わなくてもいいのではないかという場合、発明者は契約法に基づいて支払いを要求できます。この場合、金額に関する約定があれば、専利法も契約法もそれほど変わらないのです。専利法で RMB1,000 元、RMB3,000 のところを RMB1,500 と約束をして、技術の発明に対しても RMB1,500 元と約束していれば、専利法も契約法も特に関係ないです。しかし、約定がない場合は、やはり専利法に基づいて金額を決めることとなります。これが専利法と契約法の関係になります。つまり、技術の段階では、専利法には規定はないのですが、支払わなくてもいいのかという問題を回答する場合は、やはり契約法が適用され、支払いをすることとなります。つまり、権利になってもならなくとも、支払いをする必要があります。

竹市氏 そうすると、専利法に関する規定を設けておけば、契約法は一切関係ないと、約定議事等を設けておけば、契約をいつでも適することはないと、そういう理解でよろしいでしょうか？

○張弁護士 そうですね。権利にならなくとも支払いをするということであれば、契約を出す必要はありません。

○張弁護士 二番目の問題は地方法規に関する問題ですが、原則的には労働契約の締結地或いは技術成果が生じた場所の法規が適用されます。例えば、勤務地が上海であれば、上海の地方法規を適用するのが一般的です。

#### 【オリンパス知的財産部 蔡氏の質問】

オリンパス知的財産部の蔡です。1 点だけ質問をさせていただきたいと思います。職務発明が奨励の対象である発明者、または考案者についてですが、その発明者や考案者に対する判断の基準はありますか？規定によると、発明に実質的な貢献をした人と規定されているのですが、実際に判断する際は難しいと考えるのですが、何かコメントがありましたら、教えていただければと思います。

○張弁護士 この質問もよくいただきます。例えば、発明者に協力して図面を少し手伝ったとか、或いは設備の設置を手伝ったなどは、発明者として認められるかという質問です。これは、今までの判例から見ますと、発明のコア部分に関係した人は、発明者として認められている場合が多いです。ですので、図面の作成を少し手伝ったかというのは発明者としては認められません。ただ、一つの発明の中で数名の発明者がいる場合、その人がどのぐらいの役割を果たしたかというのはケース by ケースで判断されます。

○司会 ありがとうございます。時間の関係もございますので、最後に一つご質問をいただきます。

【リコー中国 丸山氏の質問】

リコー中国の丸山です。企業として、一番のリスクと考えているのは約定がないと判断されることではないかと思えます。私の会社の場合も日本に発明が帰属しますので、今回ご説明をいただいた状況になります。今回の方法2は、日本の本社と中国の現地会社と発明者の3者が契約をしておりますので、日本の本社と発明者の間で約定がないというリスクがなくなり、報奨金の金額が不合理かどうかという議論になると思えます。一方で、今回の方法1は、発明者と中国の現地会社の発明取り扱い規定だけなので、この発明について権利者である日本の本社と発明者との間の約定がないと解釈される可能性があり、報奨金の金額の合理性の問題以前の問題になると考えております。私としては、約定がないと判断されないために、方法2のほうが良いと考えているのですが、先生のご見解はいかがでしょうか？

\*張先生の回答は、中国の現地会社は敗訴リスクがあり、日本の本社は敗訴リスクが少ない旨の回答であった。

○張弁護士 約定がないのであれば、日本または中国から支払いをする金額は法律に規定される金額と同じ基準、或いはそれを下回らないような基準であれば、特に問題ないかと思えます。労働関係があるかどうかというのは、主にトラブルが発生した場合に裁判官や仲裁人が判断する前提になります。会社の都合で、例えば本社も権利者なので契約したほうが良いと、そして法定金額で支払いをするということで合意すれば、実際の契約関係があれば、それで支払えばいいと思えます。しかし、トラブルが発生した場合は、どうしても子会社が巻き込まれる可能性が十分ありますので、それは約定があってもなくても同じことです。

○リコー中国丸山氏 ちょっと質問と回答の趣旨が合っていなかったようです。私が話しているリスクというのは、次の通りです。実施細則の発明のRMB3,000という報奨金を支払っていない場合に、発明者から中国の現地会社又は日本の本社が報奨金が少ないという訴訟を受けたとき、我々は約定があるのだから、その金額を支払っているという抗弁をしたいです。しかしながら、中国の現地会社と発明者だけの約定の場合、権利者が日本の本社なので、権利者である日本の本社と発明者の間には約定がないという可能性が出るのではないかと考えています。そうなると、報奨金の金額の合理性の問題ではなく、約定がないという時点で負けてしまうということで、方法2のほうが望ましいという結論があるのかなということです。

○張弁護士 本社を契約に入れていない場合は、本社を相手に訴えることはありえません。どうしても約定していないことが心配で、本社を契約に含めたほうが良いというのであれば、それは本社が当事者になります。しかし、通常は本社を入れなくても、

本社に直接帰属するのは、これが開発委託を受けている子会社とのことになります。よって、個人とは何も契約関係はないはずで、子会社と親会社との間の契約に基づいて、発明者は子会社で働いているわけですので、子会社で働く発明者個人が親会社との契約はなくとも、全く問題ないかと考えます。後で議論しましょう。

○司会 またこの件については、後の夕食会でご質問をいただければと思います。それでは、先生に拍手をお願いいたします。

時間が少し押しておりますので、10分間だけ休憩を取ります。私の時計で5時20分から後半を開始いたします。

[講演②]

[テーマ]「事務機消耗品ワーキンググループ 2010 年度活動紹介」

[講師]事務機消耗品 WG グループ長 理光（中国）投資有限公司  
法務知財中国室 総経理 丸山 幸之助氏

○司会 時間になりましたので講演会を続けさせていただきます。先ほどのピックアップ講座の報告に続いて本日5つ目のワーキンググループの報告になります。事務機消耗品ワーキンググループ 2010 年度活動についてグループ長の丸山様からご報告いただきます。お願い致します。

○丸山氏 事務機消耗品ワーキンググループの活動紹介をさせていただきます。ワーキンググループ長の丸山と申します。よろしく願い致します。事務機消耗品ワーキング企業を紹介させていただきます。ご覧のように全7社になります。事務機消耗品ワーキンググループというのは皆様ご使用されているコピー・プリンターの本体を作っているメーカーが参加企業となっております。今回、我々ワーキンググループの名称にも入っておりますが消耗品、複写機、プリンターには皆様ご存知のようにインクやトナーというものがあまして、そのインクやトナーを詰めているカートリッジを交換しコピー、プリンターが使えるのですが、その偽物が登場しているという所が我々の注目点になっております。活動紹介と致しまして、ご覧の3点がございまして、本日は主に1の再犯重罰化の調査をご紹介させていただきます。再犯重罰化の調査という事で、以前私たちワーキンググループの方から、トナー流通実態調査という物をご報告させていただきました。このフォローアップとしまして、刑罰が軽いという事で再犯が繰り返されているのではないかとという仮説を申し上げました。再犯の実態を調査すること、また、2008年の国家工商行政総局の指導意見の通りの運用がされているかということに基づき、再犯の重罰化の調査を今年度のテーマに致しました。活動に関しましては、日本にある事務機関連の企業団体の事務機工業会と連携しました。

再犯重罰化は関連規定が4つになるのではないかと考えております。字が小さくて申し訳ありませんが、1番目はよくある従来の再犯です。犯罪的な再犯になります。

関連規定 2 は知的財産権侵害において行政処罰を受けた後、再度行った場合です。3 は過去 2 年に同一、または類似違法行為で行政処罰を受けた場合です。4 は同一商品に同じ商標を使い他人商標を偽造する事、それを 2 回以上受けた場合です。このような関連規定を総合すると、大体このようになるかと整理しました。1 つ目は刑事処罰になりますので省略しますが、2 番目は同じ知財侵害で行政処罰を受けた後、2 年以内に再度知財侵害で行政処罰を受けた場合に再犯とします。そうすると刑を重罰化できると言えると思いました。

この為これにつきまして、まず当局のヒアリングをさせていただきました。項目としては会社が同一で、経営者が違っている場合。または会社は同一ですが住所が変わっている、また会社が違うが経営者が同一、こういうものが再犯になるのかという質問を AIC、TSB にしてきました。調査した AIC の 13 箇所が、全て再犯になるとの回答をいただきました。一方 TSB ですが、調査した 11 箇所の内 3 箇所が全て再犯、との回答をいただきましたが、全体としては再犯になりません、となりました。また前科の調査は出来るのか、というヒアリングも致しました。13 箇所の AIC、11 箇所の TSB、共に残念ながら広範囲の状況を共有できていませんでした。自分の市、もしくはもう少し広い地区の情報を持っているが、それ以外のデータは持っていないという事です。最初の質問で、住所が異なっても再犯になると回答をいただきましたが、違う省になるとデータを共有できないので、前科データが無いという事になって再犯であることがわかりません。そのかわり、権利者から再犯であるとの申し立てをすれば考慮する、という事でした。そうすると行政処罰決定書等の公式な書類が必要になります。当局では前科が事実であると確認できれば、再犯であると判断するという事です。ただし再犯であるかは処罰決定書に現れないので、再犯による重罰化がされたかどうかの確認は少し困難です。また色々なパターンを挙げて、どのような場合に重罰化を実施するのかという質問に対し、13 箇所の内 12 箇所が全てにおいて、重罰化する対象になると回答をいただきました。残り 1 箇所は担当者の裁量になってしまう、という事でした。TBS の 11 箇所の内 2 箇所が再犯で重罰化するが、全体としては処罰の考慮になるという程度に留められております。

このようなヒアリング結果に基づきまして、本当に重罰化されているかの実態を調査することにしました。我々ワーキンググループ、事務機工業会の過去 2 年分の情報を集めました。この中に、名前、住所が同じものがあるかを調査しましたが、中国の場合、同じ名前の方が多いので、なかなか同一人物か分かりにくいという点もありました。たくさんデータはありましたが、残念ながら 1 件しか再犯案件は見つかりませんでした。この再犯案件というのは複数ブランド、かつ約 20 万元の損害額であったため、2 回目の犯罪が刑事事件となり、この対象者は現在服役中です。元々重罪案件、刑事事件になってしまいましたので、再犯によりそこまでいったかどうかは確認できませんでした。そこで、重罰化された過去の摘発案件を捜すのではなく、前科ある模倣業者に対し、もう一度改めて摘発し、どのような行政処罰が下されるのかという方法に変更しました。そのため対象者の設定としては、摘発のやりやすさの面で工場は事前調査が大変なので外し、行政処罰決定書がないものも外したところ、18 件しか残りませんでした。その 18 社に対し調査会社に依頼し、今もその会社は模倣品行為を行っているのかを確認してもらいました。その結果 7 社がまだ侵害行為を行っているという結果になりました。その 7 社に対し、更に詳しく調査をして頂いて、その内 4 社を摘発対象にしました。その結果が次の通りになります。

まず上海 A 社ですが実際摘発のため色々な情報が必要なのですが、この会社はなかなか警戒が厳しく、摘発するための資料が取れず、今のところ摘発は見送りになっております。B 社ですが 3 月に一度摘発を致しました。AIC で前科の証明書があれば厳罰をするという事で、期待は持てますが我々のデータ収集で手違いがありまして、行政処罰決定書がこの案件で入手できていない事が分かりました。一方この案件には押収書がありましたので、この押収書によって前科扱いとなって、重罰化をしてくれるのかというという検証をしようと考えています。逆に面白い案件になったと思っております。

3 番目、温州の C 社ですけれども 3 月 9 日に AIC で摘発完了しました。この会社は、住所・氏名が一致し、行政処罰決定書もあり、全ての条件に符合しております。ただ前科が 2008 年 8 月に行政処罰が出たものという事で、2 年を超えていました。実はデータを集めてから摘発にいたるまで色々時間がたってしまい、2 年という条件を超えてしまいました。しかしながら、当局は、今のところ厳罰をしてくれるといっていますので、この辺の条件も裁量なのかなと思っている所です。D 社は摘発準備中です。次回報告させていただく時にはこの温州の C 社の結果、および押収書である B 社の結果についてご報告したいと思っております。

また以前のトナー流通実態調査で分業化という所が、問題になっておりました。最下流のトナーを売っている販売店から最上流のトナーを作っている会社まであるのですが、その間の中間業者に対しては、分業化をされるとほとんど証拠が集まらず、摘発できないというのが実態であります。中間業者が結託して、模倣品を作ったのではないかと考えているのですが、AIC には尋問権が無いので無理ではないかと考えている所です。そこで当ワーキンググループとしてはどうしたら摘発できるのか、という所を AIC にヒアリングしますが、たぶん、AIC に尋問権が無いなど、権限の変更に係わることになるかと推測しています。権限の変更の場合には、政府間協議で建議することになると思っていますので、その前に、AIC には今の権限では無理ということを確認させる為のヒアリングと考えています。

3 番目ですが、展示会調査という物を 2 年連続して行っております。2008 年は、当ワーキンググループ設立の時期なのですが、この時の展示会におきましては、トナーの模倣品が堂々と多数出展されておりました。その時はそのまま摘発したという事もしましたが、一方で、毎年、継続、調査していく事にしました。大きな案件としましては、上海で毎年開催されている ReChina という展示会がございます。この ReChina は先ほど申し上げましたように、2008 年度にはたくさん模倣品がありましたが、2009 年度になりましたら商標侵害品の展示はほとんど無くなりました。むしろ、商標権侵害品回避の為のパネルディスカッションが開催されており、弁理士が講師となって、このような事はやってはいけないと伝え、具体的には、商標ラベルがついて無ければ大丈夫という話もされておりました。以上のように、最近では、展示会では、商標権侵害品が見つからないという状況になっております。

一方もう一つ ReMax という展示会も珠海で 2009 年から毎年開催されるようになりました。初回ということもあり、2009 年度は商標品侵害の展示が 5 件見つかりました。2010 年度は残念ながら調査できませんでした。以上のように、元々の模倣品業者が、商標権の知識を得たことにより、どうすれば侵害にならないか、最終的には侵害行為が行われているようなのですが、どこまでだったらば商標権侵害にならないかという

知恵がつかまりましたので、巧妙化が進んでいるとの現状が分かってきました。このような巧妙化に対し、先ほどのAIC、当局へのヒアリングという事で、どうすれば水面下で行っている事を上手く捕まえられるのか、という事をわれわれもまた挑戦していきたいと思っております。以上です。ご静聴ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。一点だけご連絡をさせてください。明日、立法研究ワーキングに出席される皆様におかれましては元々9時開始とご案内させていただきましたが、8時45分にお集まりいただければと思います。よろしく申し上げます。それでは最後にタオバオ、アリババの知的財産権侵害対策の現状について上海堅山社の丸山様よりご報告をいただきます。よろしく申し上げます。

[講演③]

[テーマ]「TAOBAO & ALIBABA の知的財産権侵害対策の提供（対応システム、処罰制度、事例、最新動向のご紹介）」

[講師]上海堅山管理有限公司 総経理 丸山 悦実氏

皆様こんにちは。上海堅山の丸山悦実と申します。皆様から貴重なお時間をいただき、今日はタオバオとアリババの知的財産権侵害対策の現状、対応システムと処罰制度、また事例を挙げながら最新動向を説明させていただきます。

宮原さんから面白く説明して下さいとご要望いただいておりますので、出来るだけわかりやすく事例を挙げながら紹介していきたいと思っております。まず今日のアジェンダーとしては、一つ目はもうご存知かもしれませんが、タオバオとアリババとはどのような会社か簡単に説明させていただきます。またタオバオとアリババは、いままで知的財産権侵害対策は何をしてきたか、それも3月までの1年の動きを皆様に紹介致します。最後のこの数ヶ月間、タオバオとアリババでも新しい対応事例、最新の動向も出ておりますので、これも簡単に説明させていただきます。最後にP&Aという部分は昨年11月19日、タオバオが初めて約100社ぐらいの権利者と第一回目の知的財産権の交流会を開きましたので、この交流会で各権利者、欧米と中国系と、日系の権利者から約60余りの質問を寄せられてたので、その一部を皆様に紹介し、最後に皆様からの質問に答えていくという流れとなります。

まず簡単に自己紹介と、堅山という会社はどのような会社なのか少し説明させていただきます。私の名前は日本人となっておりますが、本当はメイドインチャイナ、メイドイン上海です。もちろん模倣品ではありませんが約10年間、日本で留学と仕事を受けて、10年前に中国に逆輸入されまして、帰化しましたので名前は丸山となっております。また堅山という会社は、今年の夏ごろにインターネット上の知的財産権侵害問題のコンサルティング、インターネット上の知財問題を専門的に取り扱う会社として、もちろん関連のソフトの開発も含め、今年の夏に設立されました。上海に本社がありますが、また杭州、タオバオ近くにオペレーションスタッフ設置もごございます。業務としてはまた後ほど事例を加えながら弊社、あるいは今タオバオで侵害対策を何をすればいいかと、大体大きく分けると5つの流れがあります。

まず検索業務、各権利者のタオバオやアリババあるいは他のISPでどのぐらいの侵

害状況があるか、ソフトと人口の検索によりまず侵害状況を確定します。2番目はその侵害を分析し、もし侵害となる場合はリンク削除、簡単な排除の方法ですが、タオバオとアリババに依頼し削除していきます。3番目は、1回だけの削除ではやはり効果が出にくいので、継続的に再犯防止と、自主パトロールも必要となります。もちろん悪質な出品者に対しては、異なる対策、ここでは調査会社や弁護士事務所の役割もあると思います。最後に協議会、例えばインターネットワーキンググループの皆さんや、他のワーキンググループで、もしインターネットでの知財侵害について、タオバオ、アリババ以外のISPと直接問題交流していきたいのであれば、そういった協力事業もさせていただいております。

それではタオバオと、アリババの会社概要についてです。タオバオ、アリババはこの図の青い部分、C2CとB2Bの部分です。その上にアリババグループ、というグループがあります。このグループではB2Bではアリババ、1999年杭州出身の馬さんにより設立され、2003年にタオバオという会社も同様に、彼により設立されました。現在、一番模倣品問題、権利侵害問題、が多いのがタオバオなので、一番出品が多く管理しにくい所です。またB2Bのアリババでも、そのような問題も存在しております。また調査の段階で、アリペイという第三方支付制度により、取引実績やあるいは支払い先の身分確認をアリペイでは多少模倣品関係の関わりもあります。

まずタオバオ社の基本状況として、2003年に設立され、昨年2010年まで年間4千億円の取引額がありました。タオバオと日本の楽天など、どこが一番違うかといいますが、普通個人の出品者に対し、全て無料サービスを行っております。売買では一切お金はかかっておりません。また会員数としては、2010年3億7千万人のユーザーがいらっしやいますので、中国15億人口と考えると、約4人に1人が利用しております。ユーザーの年齢層を見ますと、大体1980年代以降までは20代30代の方が多かったのです。ですが私の母親も、毎日タオバオから植木鉢など色々購入しておりますので、今後も利用者の年齢層も増えると思います。現在オンラインの商品数量が約8億件、一分間に4万件の物が売られております。最近話題になっているのはヘリコプター、これはおもちゃではありませんが、本物のヘリコプターもタオバオで販売しております。

タオバオ社の組織図です。タオバオも若い会社ですので、組織図自体も毎週毎月のように変わっております。この赤い部分は、模倣品対策、侵害対策と関わりのある部門です。まず顧客満足センター、そこがクレームの窓口となり、一旦権利者、あるいは代理会社から申し立ての状況を受けます。その後、情報安全部に約120人の配置になっておりますが、その部門の中に、知的財産部が昨年設立され、さらに2チーム、検査担当と削除担当（に分かれております）。検査担当というのはクレームを受け付け、そのクレームの権利が妥当かどうか、侵害になるかどうかチェックし削除していく、という流れになります。また、法務部も存在しますが、基本的に対外的な交流の時、あるいは難しい問題があれば法務のほうをサポートするという形になります。

続いてはアリババ中国についてです。過去4年間、2010年第三クォーターは40億円の収入になっております。ユーザーが5千万人前後で、有料会員が75万人。アリババの収入となる部分が、会員からの会員料を徴収しております。個人会員もありますが、基本的にはB2Bサイトですので、法人登録が多いです。なのでタオバオと比べますと、アリババでも知財権侵害品問題は比較的控制できる状態ではないか

と思います。こちら組織図の中に、オレンジの部分が権利侵害と関わりのある部分です。同じく法務部と、安全部です。サイト内の安全監督の中に知財案件処理専員を設けています。こちらも約 10 名ぐらいの体制です。

では二番目、タオバオが、今まで知的財産権対策で何を行ってきたのかを簡単にまとめてみました。2003 年に会社が設立され、その後すぐ知的財産権の権利者から、模倣品があるのではと苦情を処理し始めました。2005 年より、情報安全部を組成し、サイト安全パトロールを行っております。安全部というのは、法律で禁じられている規制品の販売や、反社会的な言論やそういった物を 24 時間パトロールする活動になっております。また 2009 年より、法務部から知的財産権の処理を情報安全部に移行し、去年の 11 月にはじめて、タオバオとアリババの法務と知的財産権問題について、権利者と第一回目の交流会を行いました。当時約 100 社ぐらいの欧米、日系、中国系の企業が参加しました。また 12 月に、知的財産権保護専用システムを構築し、今年を始め頃に、今までメールで受け付けた、クレームの一部をインターネットで自動でアリババに受けつけられるようにするシステムを作っております。

では、タオバオの事前予防は、何をしているかですが、全くしていないわけではございません。例えば、タオバオの BBS では、消費者に対し、このような権利侵害品の知識を定期的に行っております。こちらがサイトです。ただこちらはトップページにあるわけではなく、やはり関心のある消費者がトップページからクリックし、更に何回もクリックしていきますと、例えば法律法規、知的財産権に関する法律法規も載っておりますし、権利侵害品の知識など、一部の権利者の協力を得て真贋商品の識別知識のサイトもございます。また典型的な侵害事例を分析するという所もございます。

また権利侵害を発見した場合の対処方法です。まず権利者と、あるいは代理人がタオバオに対し通知をします。このようなリンクから弊社の何々を侵害している物を発見したりと、タオバオの安全スタッフが、まず権利の侵害と侵害品があるかを確認し、侵害と認める場合は、約五日間前後でリンクを削除します。また出品者から、違うという反論があれば、同じくタオバオ経由で権利者あるいは代理人の元に、証拠物を提出していきます。現在タオバオでは、メールアドレスによる削除要請の申し立てを、主に受けております。また先ほど説明しました通り、現在は自動受付システムを構築しております。今も、実際は使えておりますが、権利者あるいは代理会社があまり知らないの、メールの方が圧倒的に多いです。あとは削除作業について、権利者からよく提出物を証明して欲しい時は時間がかかります。主に時間がかかっているのは、申し立て情報の審査です。人工で手作業で一つ一つ侵害になるかどうかをチェックしておりますので、それで五日間あるいは最近受け付ける情報の量よりもっと時間がかかっております。今後グリーン通路について、去年から協議会でもタオバオ、アリババの法務より、このような話も出ておりますが、詳細ははっきりしておりません。基本的には権利者や代理人をあげますと信頼できるところで、誤削除の無いところでは、情報審査を抜き取りチェックにしたりとスピードアップを図る動きになります。

自己管理ですが、侵害も認められた場合処罰はどうか。これは昨年 11 月 11 日に、また新たにタオバオ規則が発表されました。そのタオバオ規則によると、マイナス 48、マイナス 12、マイナス 4 という風に減点されます。減点されたらどのような処罰を受けるのかといいますと、4 点ではなにもならないです。12 点に達しますと、7 日間の店舗シャットダウン、48 点になると ID 封鎖になります。では、どうやってこのような店舗をタオバオから完全に追い出し、削除、ID 封鎖できるかという、販



売者が偽物を販売するという明確な証拠により、証明されかつ情状が嚴重な場合。明確な証拠とは何ですかと。やはり公的な機関により例えば行政処罰を受けた、あるいは裁判で訴訟を起し、相手の侵害を認められる。こういった物を持ちタオバオに申し立てをすれば、出品者はすぐに48点の減点になり、すぐ店舗は閉鎖されるという事になります。また販売者が2番目の12点の場合は、有力な証拠というのが公証購入という証拠になります。公証付きのサンプル購入になりますと、各店舗からサンプルを購入してみると模倣品ですと、ではこの公証購入の証拠をタオバオに出すと、12点引かれ、7日間この店舗は消えます。また累計は4点ごとに、一回の申し立てが成立すると、4点引かれますので、12回権利者が立て続きに申し立てをすると、店舗閉鎖になりますが、これはタオバオ規則によりすると年末になりリセットされ、ゼロに戻ります。

また処罰したあとの情報を、権利者あるいは消費者に公開しているかどうかですが、全くしていないわけではございません。例えばBBSで質量報告や、売主向けの教育サイドでも、定期的に処罰情報を公開しております。一番分かりやすいのは、ネットでタオバオで物を買う時、売り主サイドに違法行為があるかどうか調べる事です。違法行為ありという所は、過去30日間に違法行為ありという表示になっておりますが、しかしタオバオは有りの内容を開示しておりません。模倣品を販売しただけが違法行為ではなく、例えば荷物の発送が遅れたり、そういった事も違法行為になります。ですので消費者にとっては、違法行為ありという事は画面上で確認できますが、これは模倣品を販売した事によって、処罰されたかという事は分かりません。またタオバオサイト内のBBSでは、はっきりと減点、処罰の理由を書いております。ただし処罰を受けた対象が、全てリストアップされているわけではなく、その中の一部です。例えば7月21日に店舗で起こった、他人の知的財産権侵害をしたので処罰を受けたと。また毎週質量報告というのが、タオバオサイトの中にあります。これは主に法的機関、工商局や食品、薬品、監督管理局に発表されている不合格な商品、模倣品を収集しこのような物を購入する場合は気をつけて下さい、と発表するサイトです。

では、アリババにおける、知的財産権侵害の案件を紹介します。アリババは1999年に設立され、B2Bサイトです。その後1、2年後には知的財産権侵害に関するクレームの受付を開始し、その後も同じように現在は安全部門で知的財産権保護システムを作り、今後もグレードアップしていく予定でございます。アリババでは、タオバオと比べますと事前予防の方が少し進んでおります。例えば、一部のスーパーブランドに対し、技術的な写真の対比などの方法を使い、掲載されないよう、事前にアップロードできないように、事前審査も行っております。また自己管理としては、画面上のクレーム自動受付システムで対応しております。これはアリババサイト上の知的財産権保護受付システムのサイトです。まず権利者、あるいは代理会社が登録を行い、その証明、資格を得ると、次は権利侵害の情報を提出し、またタオバオと同様に、アリババでも安全部門の審査を経て、成立すると削除します。成立しない場合は、お互いに調整していきます。現在、順調の場合は、申し立ててからリンク削除されるまで、三日間から五日間前後かかっております。またアリババでは、3段階に分かれて処罰制度を設けております。第一段階では、通知し自動的にリンク削除しなさいとまず通告します。それでも継続する場合は、数日間ログイン権限を停止する。三回目でも引き続き侵害する場合は、サービスの提供を中止します。タオバオと同様に、処罰情報公開も行ってしております。このようなサイトで、企業の実際の登録状況、購入した人によ

る評価、証明の資料、そのような内容を確認できます。また半月以内に一度リストアップをし、どの会社がどのような理由でサービス停止になったか、そちらも掲載しております。

では権利者が、ネット上でどのような対応をしているかを説明致します。一つは、例えばインターネットワーキンググループの皆様と一緒に、まずネット上の対応というのは、検索条件を決定し、模倣品定義をしていきます。更に検索、削除の実施、ここでは人的な識別プラス、ソフトウェアでの検索を実施し、またまとめと分析、侵害率の増減、削除範囲の変更、あるいは減点されているかどうか再犯状況の確認、場合によっては、タオバオとアリババに要請し、出品者情報を公開してもらうようにしております。このような対応が、今一般的に行われております。例えば、報告書のイメージ、毎月どのぐらいの出品があり、価格により分析しますと、どのような製品があり、いくらでタオバオで売られているかなど。その他の事例としては、リンク削除だけでは足りない場合があるので、出展者の身分確認、取引実績、刑事案件、民事訴訟案件を追加していきますし、また各権利者団体も、製品、企業ごとの侵害特徴がありますので、タオバオとアリババが協議しあい、有効な解決方法を見つけていくのも一つです。例えば民事訴訟の場合も、タオバオネットで販売店を見つけ侵害品を販売している場合、そういった時はいくつかプロセスを経て、訴訟に、最後に和解という事になり、タオバオの店も閉鎖され、直後では見せしめ効果もあったので、タオバオでの模倣品出品はかなり減りました。また今年も、10月から3月にかけて、中国公安局の知的財産権の刑事摘発のキャンペーンに協力し、タオバオもいくつかスーパーブランド社の摘発、公安レイドを実施しました。ここでは事前に、出品者の身分照会を公安に協力しております。こちらは先ほど紹介させていただきましたように、基本的には現在1から5の流れでインターネットの知的財産権侵害問題に対応できると思います。

また最近の動向として、先ほどの事例の中でも紹介したように、2010年10月から3月に、中国の公安局に「亮劍」というキャンペーンがあり、インターネットでの悪質な模倣品販売店を特定し、調査を実施して刑事移送する、というキャンペーンがございました。タオバオも、こういった数十件の案件に協力しました。また今年の1月中旬より、一部のスーパーブランド製品の出品に対して、価格限定を実施する事になりました。これはタオバオは公開しておりませんが、50社前後のブランド製品、この中にもいくつか日系の権利者が入っておりますが、権利者にも一切事前の通知しておりません。例えば、千元以下の物は最低価格として設定し、これより低いものはタオバオ自ら模倣品と考え、アップロード出来ないようにしております。こちらはかなり権利者にとっても、有効で簡単な方法ですが、現在タオバオでは社内テスト段階で、今後どう範囲を広げていくかなど、あるいは価格設定の合理性について、権利者と協議していくかという事になるかと思えます。また3月15日に、模倣品サンプル購入活動というのがございましたので、ここにいる権利者の皆様も、直接タオバオ、あるいは代理会社からの通知を受け、参加した権利者の方もいらっしゃると思います。全部で127社の申し込みがあり、実施したのは89社でした。その中で、日系は約27社がサンプル購入活動に参加されました。

またアリババの最新動向としては、2月21日に、アリババのサプライヤーの詐欺行為があったことでCEOとCOOが同時に辞任しました。こちらは模倣品という問題ではなく、詐欺という事で、それと同時に社会的な影響としては、今後いかに真実を持

って良いビジネスをしていくか、という所も注目されております。

Q&Aの部分になりますが、まず一部、代表的な質問が去年、各権利者から届いております。例えば多いのが侵害の予防についてです。権利者が事前に証明書、状況説明、提供し、タオバオ、アリババは自発的に行わないのか、という質問が多かったです。ここでは、現在商品資料が多く、ユーザー行為が複雑するという事で、タオバオでは自発的に実施したくても出来ないなので、侵害があるという申し立てをお願いしております。それに対して削除、ポイント控除を実施します。またタオバオは積極的にC2Cプラットフォームで模倣品情報を権利者に通知しますかと、こちら先ほど説明しました通り、通知していないわけではございません。ただこのような物はかなり奥のほうに隠れているので消費者様にはアクセスしにくい所にあります。またタオバオはどのようにネット販売者の権利侵害行為を認定しますかと、基本的には全て中国の商標法、著作権法、特許法に基づき控除していきます。また、タオバオネットで掲載されている一部の製品、型番説明から見るとすぐ模倣品と分かります。この場合タオバオも、一括削除できないのですかという質問ですが、タオバオの回答としては、現在まで定期的に生産しない型番、製品の削除キャンペーン、という事を実施しておりますので、もし今後もそのような侵害品を発見した場合、やはりタオバオの申し立てに基づき、申し立てを提出すればいい、という事になっております。また処罰の力、減点制度、処罰が甘いと、多くの権利者様からそのような声が届いております。やはり現在の法律法規、及び現在の中国の電子商取引の事情に基づき、タオバオ規則は作られておりますので、現在の段階ではこのようなポイント控除を行う以外、他には実施できませんと回答しております。再犯の場合も同じでございます。一定のポイントに達すると、店舗閉鎖になります。ただ48点になるには、厳しい条件設定になっております。すでに公開された再犯業者に、更なる法律手段を取れるかですが、こちらはタオバオもアリババも協力しますと。申し立てが成立した場合、権利者から権利侵害者の登録情報を提供して下さい、とタオバオに要求できます。その時ブランド所有者が、今後更なる調査や訴訟など行えるように、タオバオの場合は個人身分証など、当時タオバオで登録した資料を開示します。またブラックリストを公開できないか、という質問ですが、現在では全てのブラックリストを公開できません。最後になりますが、何かご質問がありましたらどうぞ。

○司会 どうもありがとうございました。時間がかなり過ぎておりますので、質問は一つだけお受けし、後は懇親会でお願いしたいと思います。いかがでしょうか。  
(質問なし) では後ほど懇親会でお話いただければと思います。ありがとうございました。

#### [帰任者ご挨拶]

○司会 それでは最後に、時間が過ぎておりますが、今回ご帰任者が何名かいらっしゃいますのでご挨拶をいただきたいと思っております。

まず最初に、水際ワーキンググループのグループ長をお勤めいただきました、マツダの水嶋様お越しいただけますでしょうか。

○マツダ水嶋氏 こんにちは。マツダの水嶋です。先ほどご紹介いただきましたように、私3月に帰国する事になりました。上海 IPG に初めて出させていただいたのが、2008年の5月になると思います。なのでちょうど3年になります。この3年の間に、この上海 IPG では色々と情報収集をさせていただきましたし、また、皆様に個別にお話をさせていただいて、色々な事を学ばせていただきました。このような機会が無くなるという事は、非常に寂しく、悲しい事でございますが、今後日本に帰りましても、中国関連の知財を担当する事になっておりますので、また皆様に色々ご指導いただく事があるかと思えます。その時はよろしくお願い致します。繰り返しになるかもしれませんが、皆様にこうしてお会いできた事が、私の一生の宝物になっております。この宝物を日本に持ち帰り、大切にしていきたいと思えますので、今後ともよろしくお願い致します。最後に皆様のご健康と、上海 IPG のご発展を祈念いたします。ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。続いて現在、北京の IPG グループ長、以前は上海 IPG の水際ワーキングのグループ長をお勤めいただきました、日産自動車の鏝分様お願い致します。

○日産自動車鏝分氏 只今紹介に預かりました北京 IPG グループ長の日産中国の鏝分でございます。私も水嶋様と同様 2008 年に赴任しましてこの度 2011 年 3 月末を持ちまして帰任する事になりました。赴任前までは模倣品対応業務を担当しておらず、赴任後一からの勉強として始まったのですが、皆様からの多大なる支援、ご指導いただきましたおかげで、自社業務のみならずグループ長任務も遂行する事が出来ました。この場を借りて感謝申し上げます。この場を借りて 2010 年度の北京 IPG の活動を簡単に紹介させていただきますと、3つのワーキンググループを立ち上げ、また 10 周年という事で記念イベントを開催いたしました。特に、ワーキンググループに関しは、まだ立ち上がったばかりで、手探り状態のため上海 IPG ワーキンググループのような立派な成果には至っておりませんが、今後上海 IPG に追いつけるように切磋琢磨しながら活性化してくるものと信じております。またこれからも引き続き上海 IPG と北京 IPG とが交流を通じ様々な活動を実施していくことを期待いたします。最後になりますが、北京 IPG のみならず上海 IPG を通じも成長させていただいたと感じており、改めて感謝いたします。皆様のご活躍とご健康を祈念しまして、最後の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○司会 続いて特許ワーキンググループのグループ長をお勤めいただいております田邊様お願い致します。

○花王中国田邊氏 花王中国の田邊と申します。この4月2日に、急に帰国する事になりました。赴任しましたのが、2007年の10月なので、約3年半になります。IPG には 2009 年から参加させていただきました、約2年、それから特許ワーキンググループは約1年、グループ長を務めさせていただいたのが、大体5ヶ月ぐらいとなります。上海ではまだ、心残りの事がまだいろいろありまして。仕事も含め、特許ワーキンググループも、一ヶ月前ぐらいに 11 年度の計画を立てていた所で、心残りがたく

さんあります。IPGの方は私の後任で花王の方から一人行きますし、ワーキンググループに関しましては、ニフコの土谷様が後を引き継いでいただけるという事なので、そちらの方も皆様ご指導、ご鞭撻よろしくお願い致します。短い間でしたが、IPGで勉強させていただいた事を今後の糧にしていきたいと思っております。どうも有り難うございました。

○司会 最後になります。長い間グループ長をお勤めいただきました、岩間様も残念ながらこの度ご帰任となります。よろしくお願い致します。

○カネボウ岩間氏 カネボウの岩間でございます。私は昨年、前任の久永グループ長の後を受けまして、第3代目のグループ長を務めさせていただいておりましたが、今月61歳になるという事で、カネボウを定年退社し、来月日本に帰国致します。大変微力であったため、大してお役に立てぬまま去ってしまう事を、大変心苦しく思っております。実は私、1990年から中国で仕事をしておりまして、足かけ21年、上海と日本、香港、台北、北京、と仕事をして参りました。カネボウと致しましては、最初86年に、上海でストッキング会社を作りました、中国で初めてパンティストッキングを作ったのが、カネボウでございました。そちらが爆発的に売れ、それと同時に、模倣品が増えたのが80年代後半でございます。そのカネボウは、一番多い時は24社の会社で、様々な模倣品問題に遭遇致しました。当時は今と違いまして、相談する所もないまま、もぐらたたきを繰り返しているような状況でございました。ちょうど北京でIPG活動が進められまして10年、上海IPGが始まりまして8年、私も第一回から参加させていただきました。ジェトロ事務局の皆様、そして会員企業の皆様のご努力によりまして、本当にIPG活動がスタートしてから、中国における知財問題の取り組みなど、進化したと思っております。幅の広がり、中身の深さ、本当に充実した活動になって参りましたのは、ここにおられます皆様始め、ジェトロ上海の事務局の皆様、会員の皆様の努力の賜物だと思っております。また中国、日本、それぞれの政府間の、それぞれの取り組みが始まっておりますので、まだまだ根本的な解決には時間がかかるかも分かりませんが、一歩ずつ前に向かって更に前進していきたくらうと信じております。上海IPGスタート以来参加させていただき、途中抜けたこともありましたが、またご一緒させていただいて、本当に色々な思い出がございますが、どうか皆様方、今後ますます団結していただきまして、このIPG活動が、上海、北京、そして広州、3地区、それぞれ力合わせまして、今後益々発展される事を、心から祈念申し上げます。本当にありがとうございました。

○司会 岩間様だけ特別に記念品がございます。アルバムを用意いたしました。どうぞお受け取り下さい。

○カネボウ岩間氏 どうもありがとうございました。

○司会 かなり遅れてしまいましたけども、以上をもちまして、第51回の上海IPG会合を終了させていただきます。お疲れ様でございました。

(終了)